社会保障・福祉政策の動向と対応

~ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして~

政策動向

令和 5 年度 No.4 Ver.1/2023.9.20

目 次

〔項 目〕

·統計情報 等

1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)	P 1
2. 規制改革	P 5
3. 地方創生·地方分権等	P 5
4. 高齢者	P 7
5. 障害者	P 13
6. 子ども・家庭福祉	P 15
7. 地域福祉	P 26
8. 人材確保等	P 27
9. 予算	P 30
10. 災害対策	P 37
11. その他	P 39
·居住支援関連 ·保護司制度関連	

本号は令和5年8月11日~9月20日頃までの制度動向や会議の開催等について掲載しております。 上記期間以前の記事については、政策委員会ホームページよりバックナンバーをご参照ください。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)

<会 職>

新しい資本主義実現会議(内閣官房)

◇第 22 回(2023.9.27)

- ▶ 9月27日に第22回新しい資本主義実現会議が開催され、新しい資本主義の推進についての重点事項が取りまとめられた。
- ▶ 重点事項では、急激な物価上昇とともに、物価高に対応できる賃上げ・所得向上を持続的なものにする こと等を目的とした経済対策と、本年 6 月に閣議決定した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行 計画 2023 改訂版」に従い、閣議決定した施策事項について、変革期間における早期かつ着実な実施 に向けた事項の 2 つの柱に基づき整理されている。
- ▶ 経済対策については、下記 5 点を中心に経済対策を立案するとされた。
 - ①足元の急激な物価高から国民生活を守るための対策
 - ②地方・中堅中小企業等を含めた持続的賃上げ、所得向上の実現
 - ③成長力の強化・高度化に資する国内投資促進
 - ④人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革の起動・推進
 - ⑤地方の成長を図る国土強靭化など国民の安全・安心の確保
- ▶ このうち、②地方・中堅中小企業等を含めた持続的賃上げ、所得向上の実現については、最低賃金について、2030 年代半ばまでに全国加重平均が 1,500 円となることをめざすとしている。
- ▶「また、同一労働・同一賃金制について、労働基準監督署による調査結果を踏まえ、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業などについて、文書で指導を行い、経営者に対応を求めるなど、その施行を徹底する。」としている。
- ▶「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」で決定した事項の変革期間における早期かつ着実な実施に向けては、下記 8 点に整理している。
 - ①人への投資・構造的賃上げと三位一体の労働市場改革
 - ②GX·DX等への投資
 - ③企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進
 - ④社会的課題を解決する経済社会システムの構築
 - ⑤資産所得倍増プランと分厚い中間層の形成
 - ⑥経済社会の多極化
 - ⑦日本の魅力を活かしたインバウンドの促進
 - ⑧個別分野の取組
- ▶ このうち、①人への投資・構造的賃上げと三位一体の労働市場改革では、「①リ・スキリングによる能力 向上支援、②個々の企業の実態に応じた職務給の導入、③成長分野への労働移動の円滑化、の三位 一体の労働市場改革を行い、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。」としている。

◇第 21 回(2023.8.31)

- ▶ 8月31日に第21回新しい資本主義実現会議が開催され、賃金や投資を含む成長と分配の好循環の進め方について協議された。
- ▶ 今回の協議は、春闘が決着し、また 8 月 18 日に今年度の最低賃金額が決定されたことを受け、今後の方向性について検討するもの。
- ▶ 今年度の最低賃金額は全国加重平均で 1,004 円と、初の 1,000 円台となった。岸田内閣総理大臣

からは、引き続き最低賃金の着実な値上げを実施し、2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円を目指すとの方針が示された。

- ▶ また、賃金及び最低賃金の安定的な引上げのために中小・小規模企業の労務費の円滑な転嫁が必要とし、政府・公正取引委員会は実態調査の結果をふまえて、年内に発注者側のあるべき対応も含めて、詳細な指針を策定、公表し、周知徹底を図るとした。
- ▶ さらに、賃上げに向けた中小・小規模事業の支援のために、事業再構築補助金、ものづくり補助金、IT 導入補助金および業務改善助成金について、要件緩和を実施するとした。

経済財政諮問会議

◇第 12 回(2023.9.26)

- ▶ 9月26日に第12回経済財政諮問会議が開催され、新内閣·諮問会議における重点課題、マクロ経済運営(金融政策、物価等に関する集中審議)について協議が行われた
- ▶ 新内閣・諮問会議における重点課題についての協議では、少子高齢化の下で経済・財政・社会保障の 持続可能性、分厚い中間層の拡大、気候変動とエネルギーコストの高まりなどの課題についての対応方 針を明らかにすべきとの意見が出された。
- ▶「マクロ経済運営」についてでは、物価高という当面のリスクに対処する政策と、労働市場改革、国内投資の拡大など、経済を新たな成長経路に乗せるための政策の両方を見据えたマクロ経済戦略が必要だという意見等が出された。
- ▶ 最後に岸田内閣総理大臣からは、下記のとおり発言があった。
 - ○新内閣におけるマクロ経済運営の最重要課題は、長年続いてきたコストカット型の経済から、活発な 設備投資や賃上げ、そして、人への投資による経済の好循環を実現し、経済の熱量を感じられる適 温経済の新たなステージへの移行を確実に進めることである。このため、今後3年間を変革期間とし て、集中的に取り組むためのスタートダッシュとして、本日の閣議で総合経済対策の取りまとめを指示 した。
 - ○本対策により、第1に、燃料油価格、電気・ガス料金の激変緩和措置を講ずるとともに、厳しい状況にある生活者・事業者の方々をしつかり支え、足元の急激な物価高から国民生活を守り抜く。
 - ○第2に、地方・中堅中小企業を含めた持続的賃上げ、年収の壁を乗り越えるための支援による、若い世代の所得向上、観光立国、農林水産品の輸出拡大等を通じた地方の成長の実現を図る。
 - ○第3に、成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進し、GDPギャップが解消に向かう中で、単なる需要追加ではなく、生産性向上、供給力強化と構造的賃上げの環境整備を進めてまいる。
 - ○第4に、人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する。デジタル技術の活用や規制・制度改革など様々な手法で社会問題にきめ細かく対応してまいる。
 - ○第5に、国土強靭化、防災・減災など、国民の安全・安心の確保に万全を期してまいる。
 - ○今後、精力的に検討を進め、10 月末をめどに取りまとめる。これを取りまとめた後、速やかに補正予算の編成に入る。 また、中期的に持続可能な経済社会の実現に向けては、本日の議論にもあったが、急速な少子高齢化の下、人手不足が進む中での国づくりを進めていくための諸課題に適切に対処していくことが求められる。
 - ○経済財政諮問会議においては、こうした中長期の課題への対応方針を示しつつ、関係する他の会議 体とも連携して政策を具体化していただくようお願いを申し上げる。

岸田総理が新たな経済対策の方針表明(9月25日)

- ▶ 岸田総理は、9 月 25 日に記者会見で新たな経済対策について方針を表明した。
- ▶ 新たな経済対策の目的として、経済成長の成果を適切に還元すること、コストカット型経済から30年ぶ

りに歴史的転換することをあげ、2つの目的を具体化する5つの柱を示した。

- ① 急激な物価高から国民生活を守るための対策
- ② 地方、中堅・中小企業を含めた持続的な賃上げ、所得向上と地方の成長の実現
- ③ 成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進
- ④ 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革の起動と推進
- ⑤ 国土強靱化、防災・減災など、国民の安心・安全の確保
- ▶ 5項目を柱として、10 月に経済対策をとりまとめ、その後速やかに補正予算の編成に入るとした。
- ▶ また、あわせて、若い世代の所得向上や人手不足への対応の観点から「年収の壁」支援強化パッケージの週内の決定、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議の立ち上げ(9月27日)、こども未来戦略会議の10月初めの開催等の方針を示した。

<通知・公表>

全世代型社会保障構築本部「年収の壁・支援強化パッケージ」の決定

- ▶ 9月27日(水)に全世代型社会保障構築本部(議長:内閣総理大臣)が持ち回り開催され、同日付けで、「年収の壁·支援強化パッケージ」が決定された。
- ▶ 「年収の壁」の現状では、会社員・公務員の配偶者で扶養され保険料負担がない「第3号被保険者」の うち約4割が就労しているが、その中には、一定以上の収入となった場合の社会保険料負担等による手 取り収入の減少を理由として、就業調整をしている者が一定程度存在している。
- ▶ こうした状況について、人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として施策(支援強化パッケージ)に取り組むこととし、早急に開始するとともに、制度の見直しに取り組むというもの。
- ▶ 今回示された主な対応策は以下のとおり。
 - <106 万円の壁(被用者保険加入の基準)への対応>
 - 〇キャリアアップ助成金のコースを新設し、、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大 50 万円の支援
 - ○上記収入を増加させる取組については、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当(社会保険適用促進手当)として、支給する場合も対象とする。
 - ○事業主が支給した社会保険適用促進手当については、被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。
 - <130 万円の壁(社会保険の被扶養者認定基準)への対応>
 - ○労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする

「年収の壁」への当面の対応策(「年収の壁・支援強化パッケージ」)概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策(支援強化パッケージ)に取り組むこととし、早急に開始する。 さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金 ※省令の改正が必要

キャリアアップ助成金の**コースを新設**し、 短時間労働者が被用者保険(厚生年金保険・健康保険) の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことが できるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った 事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を 行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、 賃上げや所定労働時間の延長のほか、 被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当 (社会保険適用促進手当)として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、 適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、 新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として 被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準(年収130万円)について、 労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶 養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による 迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう。

- (1) **見直しの手順をフローチャートで示す等 わかりやすい資料**を作成・公表するとともに、
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

上記のほか、設備投資等により事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等に対する助成金(業務改善助成金)の活用も促進。3

2. 規制改革

<会 議>

規制改革推進会議

◇書面決議(2023.7.31)

▶ 7月31日、規制改革推進会議において「法人の実質的支配者情報に関する FATF 勧告への対応及び定款認証の改善による起業家の負担軽減」についてが書面決議が行われた。

3. 地方創生•地方分権等

<法改正等>

<会 護>

第 33 次地方制度調査会

◇第 18 回(2023.9.11)

- ▶ 9月11日、第18回第33次地方制度調査会が開催され、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から必要となる地方制度のあり方に関する総括的な論点整理(案)」について協議が行われた。
- ▶ 示された論点整理(案)では、「I デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応」「II 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私の連携」「II 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」の3部構成となっている。
- ▶「Ⅱ 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私の連携」では、基本的な考え方において、「地方公共団体が地域課題に適切に対応していくためには、これまで行政等が担ってきた様々な機能について、コミュニティ組織、NPO、企業といった地域社会の多様な主体が連携、協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていく環境を整備していくことが必要と考えられるか」としている。
- ▶ また、「Ⅲ 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」では、基本的な考え方において「災害、 感染症のまん延等の事態が国民の安全に重大な影響を及ぼす場合において、国民の生命、身体又 は財産の保護のため、国・地方を通じ的確かつ迅速な対応に万全を期す観点から、現行の地方自治 法に規定されている国と地方公共団体、地方公共団体間の関係の一般ルールとは明確に区分した上 で、こうした事態における一般ルールを用意しておくことが考えられるか」と整理している。

◇第 17 回(2023.8.9)

- ▶ 8月9日、第17回第33次地方制度調査会が開催され、「社会全体のデジタル化の進展及び感染症対応で直面した課題等を踏まえた地方制度のあり方」「ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から求められる地方制度のあり方」について協議が行われた。
- ▶ 協議では、これまでの協議内容をふまえ、非平時への対応、公共私の連携、地方行政のデジタル化への対応の3点について論点整理に向けた整理が行われた。
- ▶ また、その後、地方行政のデジタル化への対応について協議が行われた。

地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会

◇第 158 回(2023.9.7)

- ▶ 9月7日、第158回地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会が開催され、令和5年の 提案募集方式に係る重点事項について関係府省からのヒアリングが行われた。
- ▶ 主なヒアリングの内容は以下のとおり。
 - 〇民生委員・児童委員の選任要件の見直しについて

【ヒアリング内容】

第 153 回専門部会資料にもとづき、

- ・民生委員法の規定を踏まえ、民生委員の当該地域での職務について、在勤者、適切かつ継続的 に担っていただけるか等の点も含めて、当事者・関係団体の意見等も踏まえながら、慎重かつ丁寧 に検討する必要がある。
- ・一方で、民生委員活動の担い手の拡大や負担軽減については重要な課題。このため、今後、民生委員の業務内容や業務量等の実態も把握しつつ、関係団体のご意見も踏まえながら、民生委員協力員によるサポートや、業務負担の軽減策、地域の創意工夫も活かした取り組みの促進等について検討を進める。

等の説明がなされた。

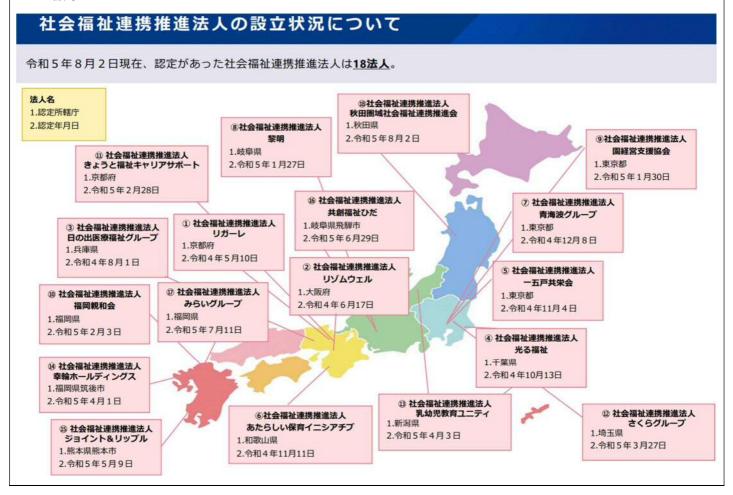
- ○地域型保育給付費等の支出に係るルールの整備・明確化について
 - ⇒8月28日に子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議にて取りまとめられた報告書にもとづき下記の内容について説明。(詳細は p.17 参照)
 - ・施設・事業者ごとの経営情報(収益・費用、職員給与状況等)の報告・届出を求めることとする。
 - ・施設・事業者ごとに人件費比率やモデル賃金等を公表するほか、グルーピングした集計・分析結果も公表することとする。

4. 社会福祉法人等

<通知・公表>

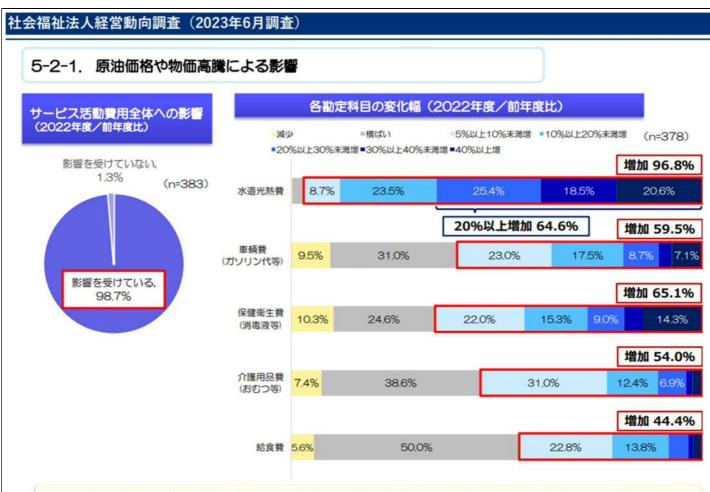
社会福祉連携推進法人の設立状況(2023.8.2)

- ▶ 厚生労働省は、令和5年8月2日時点の社会福祉連携推進法人の設立状況を公表した。
- ▶「社会福祉連携推進法人」制度は、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協 働を図るための取組等を行うものとして令和 4 年 4 月 1 日より開始した。
- ▶ 令和 5 年 8 月 2 日現在、認定があった社会福祉法人は 18 法人(前回 7 月 11 日公表時より 1 法人 増)。



社会福祉法人経営動向調査(2023年6月調査)の概要(2023.7.4)

- ▶ 福祉医療機構は、7月4日に「社会福祉法人経営動向調査(2023年6月調査)の概要」を公表した。
- ▶ この調査は、社会福祉法人と特別養護老人ホームの現場の実感を調査し、運営実態を明らかにすることを目的に四半期ごとに実施されている。6 月調査では特養を運営する社会福祉法人 513 法人を対象とし、383 法人から回答を得た。
- ▶ 2022 年度は前年度(2021 年度)と比べて、原油価格や物価高騰による影響を受けていると回答した施設は 98.7%となった。影響を受けていると回答した施設のうち、 96.8%の施設で水道光熱費が増加。また、変化幅の内訳をみると、水道光熱費が 20%以上増加したと回答した施設が 64.6%を占めている。



2022年度は前年度(2021年度)と比べて、原油価格や物価高騰による影響を受けている施設は98.7%となった。 影響を受けていると回答した施設のうち、96.8%の施設で水道光熱費が増加していた。

4. 高齢者

<会 護>

社会保障審議会介護給付費分科会

◇第 224 回(2023.9.15)

- ▶ 9月15日、厚生労働省は第224回社会保障審議会介護給付費分科会を開催した。
- ▶ 今回は、令和6年度介護報酬改定に向けて、以下のテーマにそって協議が行われた。
 - ○地域包括ケアシステムの深化・推進
 - ○自立支援・重度化防止を重視した質の高い介護サービスの推進
 - ○制度の安定性・持続可能性の確保
 - ○その他(高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント)
 - ○今後の新型コロナウイルス感染症の退院患者受入に係る特例的な評価
- ▶ それぞれの論点は以下のとおり。
- ▶ 地域包括ケアシステムの深化・推進
 - <感染への対応力強化>
 - ○今般の新型コロナウイルス感染症における経験を活かし、平時への移行を進める中で、今後も各サービスにおける感染症対応力をさらに強化し、介護サービスを安定的・継続的に提供していくための方策について、現在行っている各種支援や臨時的取扱いのあり方も含め、どのように考えるか。

<業務継続に向けた取組の強化等>

- ○各事業所において、災害や感染症が発生した場合でも業務を継続していくための業務継続計画の 策定、見直しを確実に進めていくという観点から、どのような方策が考えられるか。
- ○また、非常災害対策が求められる介護サービス事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住 民の参加を推進するため、どのような方策が考えられるか。
- ▶ 自立支援·重度化防止を重視した質の高い介護サービスの推進

<口腔·栄養>

- 〇(口腔)歯科専門職と多職種の連携をさらに促し、必要に応じて利用者に口腔に係る管理や歯科 治療を提供するために、どのような方策が考えられるか。
- ○(栄養)栄養管理の必要な利用者が、在宅・高齢者施設・医療機関のいずれの場においても、必要なケアを受けることができるよう、医療機関の連携を充実させる等の観点からどのような方策が考えられるか。
- 〇(リハ・口腔・栄養)リハビリテーション・口腔・栄養の一体的取組をさらに推進するため、どのような 方策が考えられるか。
- ▶ 制度の安定性·持続可能性の確保
 - <報酬体系の簡素化>
 - ○介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の導入について、在宅でサービスを受ける者との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえ、どのように考えるか。
 - <多床室の室料負担>
 - ○介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の導入について、在宅でサービスを受ける 者との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえ、どのように考えるか。
- ▶ 高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント
 - ○高齢者虐待をめぐる状況を踏まえ、高齢者虐待防止対策を促進する方策として、どのようなことが考えられるか。

○介護現場の安全性の確保について、事故の発生予防・再発防止の推進の観点から、事故情報の一元的な収集・分析・活用や、介護保険施設以外の介護サービスにおける事故防止対策のために、どのような方策が考えられるか。

▶ 地区区分

- ○令和6年度介護報酬改定における地域区分の級地の設定に当たっては、財政中立の原則の下、以下の方向性を前提として、自治体の準備期間を考慮し、まずは対象地域の意向を確認することとしてはどうか。
 - ・令和6年度改定に当たっては、現行の級地を適用することを基本とし対応することとしてはどうか。 その際、現行において経過措置を適用する自治体に対しては、当該経過措置を継続するか又は終 了するかの意向を踏まえ、必要に応じ引き上げ又は引き下げを認めることとしてはどうか。
 - ・ また、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体を対象として、引き上げ又は引き下げを認めることとしてはどうか。

具体的には、令和3年度報酬改定において採用された特例を継続して設定しつつ、新たに次のいずれかに該当する自治体を対象として、地域区分の引き上げ又は引き下げができることとしてはどうか。

- ①当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地区分との隣接が単一(引き下げの場合を除く)の場合。(引き上げ又は引き下げ幅は、囲まれている地域のうち、一番低い又は高い区分までの範囲。ただし、引き上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。)
- ②5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合。(引き上げ又は引き下げ幅は、4級地差になるまでの範囲)
- ○サービス毎の人件費割合については、財政中立を原則とした制度であることを考慮しながら、さらに検討することとしてはどうか。
- ▶「今後の新型コロナウイルス感染症の退院患者受入に係る特例的な評価」では、令和 5 年 10 月以降の取扱いについての見直し案が報告された。
- ▶ 介護保険施設において、退院患者を受け入れた場合の介護報酬上の特例的な評価を令和3年2月より実施されている。退院患者の受入について、当初のウイルス株と現在の状況を比較すると、退院時における状態悪化の程度が比較的低くなっていると考えられる。
- ▶ これを踏まえ令和5年 10 月以降の対応案として介護保険施設で、新型コロナウイルス感染症の退院 患者(自施設から入院したものを除く)を受け入れた場合に算定できる退所前連携加算(500 単位)に ついて、算定可能日数を 30 日から 14 日とする案が出された。

◇第 223 回(2023.9.8)

- ▶ 9月8日、厚生労働省は第223回社会保障審議会介護給付費分科会を開催した。
- ▶ 今回は令和 6 年度介護報酬改定にむけて、「介護人材の確保と介護現場の生産性の向上」について、 以下のテーマに沿って協議が行われた。
 - 介護人材の処遇改善等
 - ○人員配置基準等
 - ○介護現場の生産性向上の推進/経営の協働化・大規模化
 - ○外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いについて
- ▶ それぞれの論点は以下のとおり。
- ▶「介護人材の処遇改善等」
 - ○介護の現場で働く方の確保に向けて、特に、以下の観点からどのような方策が考えられるか。
 - ・処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用いただき、現場で働く方に届くようにする観点

・新規人材の確保、適切な業務分担の推進、やりがいの醸成・キャリアアップを含めた離職防止や、職場環境等要件に基づく取組について、より実効性のあるものとしていく観点。

▶「人員配置基準等」

- ○今後も高齢化の進展による介護サービス需要の増大、現役世代の減少に伴う担い手不足が見込まれる中で、提供する介護サービスの質の担保に留意しつつ、柔軟な働き方を可能としていくため、また、デジタル原則への適合性の観点から、どのような方策が考えられるか。
- ○あわせて、いわゆるローカルルールへの対応について、実態の把握を含めどのような方策が考えられるか。
- ▶「介護現場の生産性向上の推進/経営の協働化・大規模化」
 - ○今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急激に減少していくことが見込まれ、介護人材の確保は喫緊の課題となっている。こうした状況を踏まえ、利用者の QOL や安全等の確保を図りつつ、介護職員の業務負担軽減や介護サービスの質の向上を図り、多様な人材がやりがいをもって働くことができる介護現場となるように、更なるテクノロジーの活用やいわゆる介護助手の活躍を推進するに当たって、どのような方策が考えられるか。
 - ○地域の実情等を踏まえた経営の協働化·大規模化の推進について、どのような方策が考えられるか。
- ▶「外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いについて」
 - ○EPA 介護福祉士候補者及び技能実習生について、介護サービスの質の確保等に十分に配慮した上で、就労開始直後から人員配置基準に算入することについてどう考えるか。

◇第 222 回(2023.8.30)

- ▶ 8月30日、厚生労働省は第222回社会保障審議会介護給付費分科会を開催した。
- ▶ 今回は令和6年度介護報酬改定にむけて以下のテーマに沿って協議が行われた。
 - ○地域包括ケアシステムの深化・推進
 - ○自立支援・重度化防止を重視した質の高い介護サービスの推進
- ▶「地域包括ケアシステムの深化·推進」では
 - ○認知症への対応力強化
 - ○医療・介護連携、人生の最終段階の医療・介護
 - ○新しい複合型サービス
 - ○地域の特性に応じたサービスの確保

について、それぞれ令和3年度介護報酬改定の内容、関連する各種意見・サービス提供等の状況 現状と課題及び論点について協議が行われた。

- ▶ それぞれの論点として以下が挙げられた。
- ▶ 認知症への対応力強化
 - ○今後、増加が見込まれる認知症の人に対し、認知症になっても、本人の意思が尊重され、尊厳をもって暮らし続けることができるように、在宅の要介護者も含めた認知症対応力を向上させていくことが求められるが、こうした観点から、認知症関連加算の算定状況や在り方について、どのような対応が考えられるか。
 - ○また、在宅や施設で生活する認知症の人の BPSD の予防を進め、重症化の緩和を図る観点から、 BPSD の更なる理解促進や対応力向上が求められるが、事業所・施設等における体制構築強化に 向けて、どのような方策が考えられるか。
 - ○さらに、現在調査研究においてその有用性を検証・分析している認知症の認知機能・生活機能に 関する評価尺度について、今後、介護現場においてどのような活用が考えられるか。
- ▶ 医療·介護連携、人生の最終段階の医療·介護

(医療:介護連携)

- ○要介護高齢者が、在宅・高齢者施設・医療機関のいずれの場においても、必要なケアを受けることができるよう、関係機関の連携を充実させる観点からどのような方策が考えられるか。
- ○特に、医療においてはより「生活」に配慮した質の高い医療を、介護においてはより「医療」の視点を 含めた介護を行うために必要な情報提供の内容や連携の在り方について、どう考えるか。

(人生の最終段階における医療・介護)

- ○本人が望む場所でより質の高い看取りを実施できるようにするためには、どのような対応が考えられるか。
- ○本人の尊厳を尊重し、意思決定に基づいた医療・介護を提供するための医療・介護従事者の連携 や支援の在り方、情報共有の在り方についてどのように考えるか。

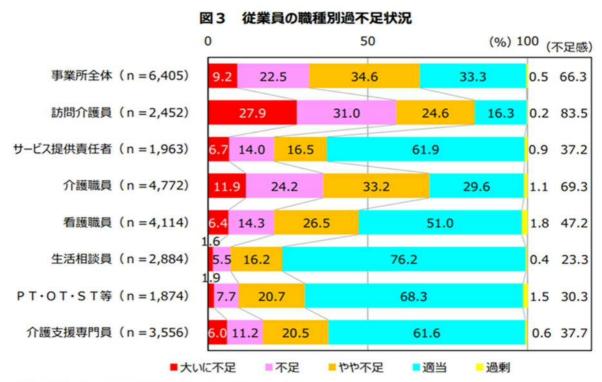
▶ 新しい複合型サービス

- ○在宅サービスにおける現状及び課題、将来の地域ごとの介護ニーズの変化等を踏まえ、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービス(訪問や通所系サービスなど)を組み合わせて提供する新たな複合型サービスを創設することについてどのように考えるか。
- ▶ 地域の特性に応じたサービスの確保
 - ○経営状況やサービス提供状況の地域特性を踏まえつつ、都市部、離島、中山間地域、豪雪地帯 など、どの地域においても必要なサービスを確保していく観点から、どのような対応が考えられるか。
- ▶「自立支援・重度化防止を重視した質の高い介護サービスの推進」についてでは、「科学的介護情報システム(LIFE)」科学的介護情報システム(LIFE)の概況、令和3年度介護報酬改定の内容、関連する各種意見・サービス提供等の状況、現状と課題及び論点について協議が行われた。
- ▶ 論点として以下が挙げられた。
 - OLIFE を活用した介護事業所における PDCA サイクル推進に向けた取組を推進するため、質の高いフィードバックに資する情報収集及び LIFE への入力負担の軽減を図る観点から、どのような方策が考えられるか。
 - ○自立支援・重度化防止に資するサービスの提供を推進していく観点から、アウトカムの視点も含めた 評価のあり方、対象となるサービスの範囲についてどう考えるかが挙げられた。

<通知・公表>

令和 4 年度 介護労働実態調査結果(2023.8.21)

- ▶ 8月21日、公益財団法人介護労働安定センターは、令和4年度介護労働実態調査結果を公表した。
- ▶ 介護事業全体における人材の過不足状況は、「大いに不足」は 9.2%、「不足」は 22.5%、「やや不足」 は 34.6%、「適当」は 33.3%、「過剰」は 0.4%であった。「不足感」を過去5年間の推移でみると全体で は 60%台で推移しているが、令和2年度から増加に転じ、令和4年度は 66.3%となっている。職種別の 不足感では、『訪問介護員』がの「不足感」が 80%以上、「大いに不足」と「不足」の合計も 50%を超えて推移しており、訪問介護員の人材不足感が他の職種に比べて恒常的に高くなっている。



(注)四捨五入の関係で合計値が100にならないものがある。

▶ 65 歳以上の労働者が「いる」と回答した事業所は 69.1%。職種ごとでは、訪問介護員が 26.3%で最も 多く、次いで、看護職員の 14.2%、介護支援専門員の 12.3%となっている。

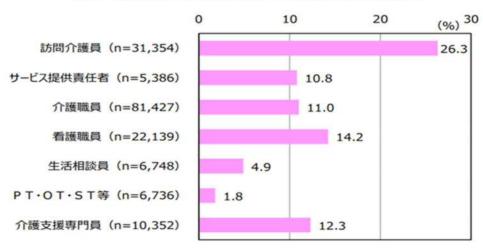


図6 職種別従業員数に占める65歳以上労働者の比率

- ▶ 介護保険の指定介護サービス事業所に従事する労働者の令和3年の平均年収(月給の者、勤続2年以上)は約376万円であった。職種別(月給者、勤続2年以上)でみると、訪問介護員は約340万円、介護職員は約357万円であった。
- ▶ 介護職員処遇改善加算について「算定した」事業所は 75.2%、「算定していない」が 6.4%、「対象外の 事業所である」は 15.9%となっている。
- ▶ ICT機器の活用状況をみると、「パソコンで利用者情報(ケアプラン、介護記録等)を共有している」が 55.9%、「記録から介護保険請求システムまで一括している」が 45.6%、「タブレット端末等で利用者情報(ケアプラン、介護記録等)を共有している」が 32.5%となっている。一方、「いずれも行っていない」は 19.3%となっている。ICT の活用は前年度より進んでいる。
- ▶ 外国籍労働者の受け入れ状況は、「技能実習生」の入国資格が 4.4%で最も多く、次いで「在留資格 特定技能1号」の 3.5%、「在留資格 介護」の 2.6%、「留学生」が 1.5%となっている。一方、「いずれも受け入れていない」は 83.9%となっている。

令和3年度介護保険事業報告(2023.8.30)

- ▶ 8月30日、厚生労働省は令和3年度介護保険事業状況報告を公表した。
- ▶ 第1号被保険者数は、令和3年度末現在で3,589 万人となっている。そのうち、前期高齢者(65 歳以上75 歳未満)は1,715 万人、後期高齢者(75 歳以上)は1,873 万人で、に占める割合は、それぞれ47.8%、52.2%となっている。前年度末現在に比べ、前期高齢者31 万人(1.8%)減、後期高齢者40.8 万人(2.2%)増、計10 万人(0.3%)増となっている。
- ▶ 要介護(要支援)認定者数は、令和3年度末現在で690万人となっている(対前年度8万人増、1.1%増)。
- ▶ 居宅介護(介護予防)サービス受給者数は、令和3年度累計(※令和3年3月から令和4年2月サービス分)で総数4,854万人であった。1ヶ月あたり平均でみると、総数で405万人となり、前年度(393万人)に比べ12万人(3.1%)増となっている。
- ▶ 地域密着型(介護予防)サービス受給者数は、令和3年度累計で総数 1,065 万人で1ヶ月あたり平均でみると、88.7 万人となり、前年度(87.1 万人)に比べ 2 万人(1.8%)増となっている。
- ▶ 施設介護サービス受給者数は、令和3年度累計で総数 1,150 万人となっている。1ヶ月あたり平均でみると、介護老人福祉施設 56 万人、介護老人保健施設 35 万人、介護療養型医療施設 1.3 万人、介護医療院 3.7 万人、総数 96 万人であり、前年度に比べ、介護老人福祉施設 0.7 万人(1.2%)増、介護老人保健施設 0.4 万人(1.2%)減、介護療養型医療施設 0.6 万人(30.1%)減、介護医療院 0.5 万人(16.6%)増となっている。
- ▶ 保険給付関係の令和3年度累計の総数は、件数1億6,913万件、単位数1兆646億単位、費用額11 兆26億円、利用者負担を除いた給付費9兆8,467億円となっている。なお、高額介護サービス費、高 額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費を含む費用額は、11兆2,838億円となって いる。給付費について内訳をみると、居宅介護(介護予防)サービスは4兆9,604億円、地域密着型介 護(介護予防)サービスは1兆6,925億円、施設介護サービスは3兆1,938億円となっている。

5. 障害者

<会 議>

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

◇第 36 回(2023.9.19)

- ▶ 9月19日、厚生労働省は第36回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催し、個別の論点について協議を行った。
- ▶ 今回は、居宅介護、重度訪問介護、同行援助、行動援護、重度障害者等包括支援、訪問系横断的 事項について協議が行われた。
- ▶ 各項目の主な論点は以下のとおり。
 - <居宅介護>
 - ○居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直しについて
 - ○居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置について
 - ○通院等介助等の対象要件の見直しについて

<重度訪問介護>

- ○入院中の重度訪問介護利用の対象拡大について
- ○入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価について
- ○熟練従業者による同行支援の見直しについて
- <同行援助>
 - ○同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直しについて
- <行動援護>
 - ○短時間の支援の評価について
 - ○行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直しについて
 - ○行動援護のサービス提供責任者等の要件に係る経過措置について
- 〈重度障害者等包括支援〉
 - ○強度行動障害を有する者などに対する支援の推進について
- <訪問系横断的事項>
 - ○国庫負担基準の在り方について
 - ○訪問系サービスの養成研修のオンライン受講について

◇第 35 回(2023.8.31)

- ▶ 8月31日、厚生労働省は第35回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催し、論点の整理を行った。
- ▶ 示された論点案では、下記3つの論点について検討を進めていくこととされた。
 - 1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり
 - (1)障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実
 - (2)医療と福祉の連携の推進
 - (3)精神障害者の地域生活の包括的な支援
 - 2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応
 - (1)障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築
 - (2)障害者の多様なニーズに応じた就労の促進
 - 3. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム

◇第4回(2023.9.6)

- ▶ 9月6日、厚生労働省は第4回市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チームを開催し、22日に報告書を取りまとめた。
- ▶ 本検討会は、今後の市町村における精神保健に係る相談支援体制整備を推進するため、令和5年2 月に立ち上げられ、計 4 回の協議が行われた。
- ▶ 報告書では、「市町村における精神保健に係る相談支援体制の整備」および「市町村において精神 保健に係る相談支援を担う人材の育成」について方策が整理されている。

「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」報告書(令和5年9月22日)(概要)

背景

- 令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第46条において、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化するための規定が新設された。
- こうした動向を踏まえ、今後の市町村における精神保健に係る相談支援体制整備を推進するため、令和5年2月に本検討チームを立ち上げ 議論を重ね、本年9月に報告書としてとりまとめた。

概要

市町村における精神保健に係る相談支援体制の整備

【現状及び課題】

- ・8割以上の市町村が、自殺対策、虐待、生活保護、介護等の各分野において、精神保健に関する相談に対応。
- ・重層的支援体制整備事業を活用する市町村は増えたが、福祉部局と保健部局との連携が不十分な中で、相談窓口の設置が行われることで、支援の引き受け手を探すのに苦労。
- 特に専門職の配置がない小規模の自治体では、事務職が相談を 受け、適切な支援につながらないこともある。
- ・専門の相談窓口や専門職の配置は、複合的課題を専門職が抱え こまざるを得ない等により、職員の孤立や支援の停滞の課題が生じ ることもある。

市町村において精神保健に係る相談支援を担う人材の育成

【現状及び課題】

- 財政や人員の制約等により継続して専門性を研鑽する体制や、組織として専門職を育てる文化の酿成、理解等が十分ではない。
- ・精神保健の担当以外の部門で相談を受けた場合、適切な支援につ ながらないことがある。
- ・精神保健福祉相談員として育成しても、専門以外の業務への従事により、専門職としての知識や技術を有効に活用できない場合もある。
- ・保健所の精神保健相談員による市町村支援も近年少なく、保健所 等もコロナ対応で疲弊し、新任期の保健師が地域保健の経験を積み 上げられない。

【方策】

- ◆相談支援で行われる「受けとめ」、「気づき」、「アセスメント」、「プランの立案及び実行」、「連携及び調整」の5つの機能を体制に位置づけるため、厚生労働科学研究班が類型化した横断的連携体制のイメージ図を、特に、保健所設置市以外の市町村の参考となるよう提示。
- ◆市町村の窓口に加え、アウトリーチ等によっても住民ニーズに気づき、相談を確実に適切な支援につなげ、医療も含めた課題を解決できるようにするため、保健師等の確保や相談支援部門への配置を進める等、保健の軸を作る必要。
- ◆体制整備のため、首長や管理職の理解を得るとともに、<u>市町村単独ではなく</u>、当事者及び家族の声を聞くこと、精神科医療機関の協力を得ること、保健所や精神保健福祉センターからのバックアップを受けることや、都道府県と連携して国の既存事業を活用することも有効。

【方策

- ◆基本的に専門職か否かに関わらず、精神保健に関する知識等の水準 引き上げ、潜在ニーズに気付く力を備えるため、研修等が必要。
- ◆相談支援に携わる人材の育成策を機能別に三層に整理。
- ・「ニーズに気づく職員」には、心のサポーター養成研修等や、精神保健福祉相談員の講習に含まれる基礎的事項等の一部を受講推奨。
- ・「精神保健部門で相談支援を主に担う専門職」には、保健師以外の専門職も含め、精神保健福祉相談員の講習受講の推進や、組織として技術の継承も含めた計画的な育成や複数配置等の工夫。
- ・<u>「庁内で推進力を発揮する専門職」</u>には、<u>戦略的かつ計画的な人事</u> 異<u>動</u>等による育成。

<通知・公表>

令和 4 年度使用者による障害者虐待の状況等(2023.9.8)

- ▶ 9 月 8 日、厚生労働省は令和 4 年度使用者による障害者虐待の状況等を公表した、
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - 1 通報・届出のあった事業所数・対象となった障害者数 通報・届出のあった事業所数は、<u>前年度と同数の 1,230 事業所。</u> 通報・届出の対象となった障害者数は、前年度と比べ 0.1%増加し、1,433 人。
 - 2 虐待が認められた事業所数・障害者数 虐待が認められた事業所数は、<u>前年度と比べ 9.7%増加し、430 事業所。</u> 虐待が認められた障害者数は、<u>前年度と比べ 30.7%増加し、656 人。</u>
 - 3 認められた虐待の種別 認められた虐待の種別では、経済的虐待が600人(87.3%)で最多。
 - 4 虐待が認められた事業所の業種 製造業が109(25.8%)、医療・福祉91(21.2%)となっている。

6. 子ども・家庭福祉



こども政策に関する国と地方の協議の場(第1回:令和5年5月10日)資料

<会 議>

こども家庭審議会

◇第2回(2023.9.25)

- ▶ 9 月 25 日、こども家庭庁は第 2 回こども家庭審議会を開催し、「今後 5 年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等~こども大綱の策定に向けて~(中間整理)」「『幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン(仮称)』の策定に向けた中間整理」を取りまとめた。
- ▶ 「今後 5 年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等~こども大綱の策定に向けて~ (中間整理)(案)」では、こども施策に関する基本的な方針にとして、下記6つの柱を整理している。
 - (1)こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若 者の今とこれからの最善の利益を図る
 - (2)こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく
 - (3)こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
 - (4)良好な成育環境を確保し、格差や貧困の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
 - (5)若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育でに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
 - (6)施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する
- ▶ また、「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示

すため、ライフステージ別に提示している。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」 ~全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会~

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的(バイオサイコソーシャル)に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられながら、

- ・ 心身ともに健やかに成長できる。
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしく、ひとりひとりが思う幸福な生活ができる。
- 様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる。
- 夢や希望をかなえるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる。
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を拡げることができる。
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる。
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる。
- 虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる。
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 円滑に社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- 希望するキャリアをあきらめることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。
- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望がかなう。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の幸福と持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての世代にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
 - ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
 - ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく
 - ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明し、社会に参画することができるようにし、こども・若者の 最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の段階に応じて尊重する。
 - ・意見表明・社会参画の前提となる意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
 - ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、円滑な社会生活が送れるようになるまでを社会 全体で切れ目なく支える。
 - 「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。
- (4) 良好な成育環境を確保し、格差や貧困の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
 - ・乳幼児期からの安定した愛着(アタッチメント)の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に 人格と個性を尊重されながら、安心して安全に過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得る ことを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を円滑に営むこと ができるように取り組む。
 - ・困難を抱えるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。
- (5)若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、 子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
 - ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
 - ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の 尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させ るために必要な措置を講ずることが国や地方自治体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童(18歳未満の全ての者)の意見を表明する権利を 定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

- こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。
- ①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。
- こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効あるものとしていくことが必要。
- ○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進(『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、 各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知)
- ○地方自治体等における取組促進(上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供等)
- ○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- ○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM(仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築)
- ○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- ○地域における包括的な支援体制の構築・強化 (要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等)
- ○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- ○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

- ○国における推進体制 (総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画 (仮称) の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等)
- ○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方自治体との連携 ○国際的な連携・協力
- ○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

5

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージに縦断的な重要事項

- ○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 (こども基本法の周知、学校教育におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- ○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- ○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- ○こどもの貧困対策(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- ○障害児支援・医療的ケア児への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等)
- ○児童虐待防止対策等と社会的養護の推進(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、 ヤングケアラーへの支援)
- ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 (こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、 性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- ○こどもの誕生前から幼児期まで
 - こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障
- ○学童期·思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。 思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会と の関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティーを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

高等教育や就職などで新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。 ・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、 健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援
- ○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

- ▶ また、幼児期までのこどもの育ち部会において検討を進めていた「『幼児期までのこどもの育ちに係る基 本的なヴィジョン(仮称)』の策定に向けた中間整理」についても下記のとおり取りまとめられた。
- ▶ 中間整理では、5 つのヴィジョンを整理している。
 - ○こどもの権利と尊厳を守る
 - ○「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
 - ○「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
 - ○保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
 - ○こどもの育ちを支える環境者社会の厚みを増す

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン(仮称)の策定に向けて(中間整理案)概要 ~すべてのこどもの「はじめの100か月」の育ちを支え生涯にわたるウェルビーイング向上を図るために~

育ちのヴィジョンを策定しすべての人と共有する意義

幼児期までこそ生涯にわたるウェルビーイング向上にとって最重要 ✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※虐待死の約半数が0歳児/就園状況含め家庭環境に左右されない育ちの充

✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的

すべてのこどもの「誕生前から幼児期まで」の時期から 生涯にわたるウェルビーイングを向上

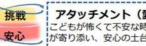
こども基本法の理念に則り整理した5つのヴィジョン

こどもの権利と尊厳を守る

⇒こどもの権利に基づき育ちの質を保障 ✓乳幼児は生まれながらに権利の主体

- ∨生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める 2 ⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント」の形成と豊かな「遊びと体験」が重要



アタッチメント (愛着) <安心> どもが怖くて不安な時などに身近な大人 が寄り添い、安心の土台の獲得を支える

所・絵本等の身近なものも含む文化財等 との出会いにより、挑戦を応援する

すべてのこどもの生涯にわたる 身体的・精神的・社会的ウェルビーイング

▶身体▼

⇒すべての人のウェルビーイング向上にもつながる

豊かな遊びと体験<挑戦>

多様なこどもやおとな、モノ・自然・場

(社会

「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

> 乳幼児期 誕生前 学童期

- 以降 ✓学童期から乳幼児と関わる機会
 - ✓誕生の準備期から支える
 - ✓幼児期と学童期以降の接続

保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

⇒こどもの育ちそのものにとって重要 ✓支援・応援を受けることを当たり前に vすべての保護者·養育者とつながること ✓男女ともに保護者・養育者が共育ち (養育に必要な脳や心の働きは男女差なく経験によって育つ等)

こどもの育ちを支える環境や社会 の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ工夫が必要 **∨こどもまんなかチャートの視点** 専門職連携の共通言語も重要 (場合社) くこどもも含め環境や社会をつくる

【「はじめの100か月」の育ちとは】

『育ちのヴィジョン』をすべての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続期(いわゆる 5 歳児~ ■小1)が概ね94か月~106か月であることに着目した概念

今後の検討事項~実効性のある育ちのヴィジョンとするために~

こども

- こども大綱に位置づけられる施策へ反映
- すべての人の具体的行動を促進するための取組も含め、こども家庭庁を 司令塔とする推進体制の下で取組を一体的・総合的に推進
- ▶ さらに、こどもの居場所部会において検討が進められているこどもの居場所づくりに関する指針(答申素 案)について報告された。
- ▶ 答申素案では、こどもの居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点として、以下の4つを整理して
 - ○ふやす~多様なこどもの居場所を整備する~
 - ○つなぐ~こどもが居場所につながる~
 - ○みがく~こどもにとって、よりよい居場所となる~
 - ○ふりかえる~こどもの居場所づくりを検証する~
- ▶ また、こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割についても、「民間機関や地域」「学校や企業」 「地方自治体や国」において整理している。

こどもの居場所に関する背景と理念、考え方等について

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠

地域コミュニティの変化

地域のつながりの希薄化や少子化の進展 により、地域の中でこどもが育つことが 困難になっている。

複雑かつ複合化した喫緊の課題

児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、 自殺者数の増加など、こどもを取り巻く 環境の厳しさが増している。

価値観の多様化

価値観の多様化やそれを受け入れる文化 の広がりに伴い、居場所への多様なニー ズが生まれている。

理

こども

Ø

こともの

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得る ための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・ 精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長し、こどもが本来持っている主体性や 創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

こどもの居場所とは

- ・こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になりえる。物理的な「場」だけで なく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとりうるものである。
- ・その場や対象を**居場所と感じるかどうかは、こども本人が決めること**であり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場を どのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、**こどもの主体性を大切にすること**が求められる。
- ・居場所の特徴として、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。

こどもの居場所づくりとは

- ・居場所とは、こども本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が行うものであるため、両者には隔たりが生じうる。
- ·こうした隔たりを乗り越えるため、こどもの視点に立ち、こどもの声を聴きながら居場所づくりを進めることが必要である。 ・目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、**さまざまなニーズや特性を持つこども・若者が、身近な**
- 地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。

性影

対象となる居場所の範囲

こどもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろん、結果としてこども・若者の居場所になっているもの (例: 学校や塾、習い事など) も、内容が当てはまる部分について、本指針を十分に踏まえることが期待される。

対象となるこども・若者の年齢の範囲

こどもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、その必要性の強弱や提供される機能の違 いを踏まえ、本指針では心身の発達の過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心とする。

> こともまんなか こども家庭庁

こどもの居場所づくりに関する指針(答申素案)の概要②

こどもの居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点

各視点に共通する事項

- ① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所
 - 一 こどもの声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこどもの視点に立ち、こどもとともに居場所づくりを進めることが重要
- ② こどもの権利の擁護
 - 一 こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要
- ③ 官民の連携・協働
 - 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

こどもの居場所づくりにおける 4つの基本的な視点



これらの視点に優先順位はなく、相互 に関連し、また循環的に作用するもの である。

ふやす

~多様なこどもの居場所を整備する~

- ・地域において既に居場所になっている資源や居場所を持てているか等実態を把握する。
- ・児童館や公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ソフトとハードの両面で支える。 ・居場所が継続されていくために、
- ・災害においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ

~こどもが居場所につながる~

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、見つけ選びやすくなるようにする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。 ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

~こどもにとって、よりよい居場所となる~

- こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、だれと過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。 ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる

~こどもの居場所づくりを検証する~

・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題で ある。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割と推進体制等

責務・役割

進

制

こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

民間機関や地域の役割

居場所づくりの担い手となる民間機関は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取り組みを関係者と連携しつつ実施する。地域住民は、こうした取り組みへの関心と理解を深め、自ら参加するともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。

学校や企業の役割

学校は、こどもの居場所としての福祉的 役割を担っており、その認識の下、学 校・家庭・地域が連携・協働し、居場所 づくりを推進する。企業は、社会的責任 を果たす観点から、食材や活動プログラ ムの提供、運営ノウハウや技術支援など 積極的な役割を担うことが期待される。

地方自治体や国の役割

市町村は、量・質両面からこどもの居場 所づくりを計画的に推進する。都道府県 は、市町村の取組を支える。国は、これ らの取組を支えるとともに、評価指標の 策定等を過じた全国レベルでの進捗把握 や、居場所づくりの好事例の発信など普 及促進を行う。

国における推進体制

・本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、**こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進**する。 ・国が策定するこども大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的施策を推進する。

地方自治体おける推進体制

・こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、**地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待される。とりわけ、福祉部門と教育部門との連携が重要**である。関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。

・こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。こどもの居場所づくりについても自治体こども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。

施策の実施状況等の検証・評価、指針の見直しについて

・こども家庭審議会において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めることが 重要。国においてこどもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアップする。また、調査研究や事例収集等を通じて、地域のこどもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向けた検討を行う。その際、こども・若者やこどもの居場所に関する関係者の意見を聴きながら丁寧に進めることが重要。

・施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、こども大綱とも十分に連携を図る観点から、おおむね5年後を目処に見直しを行う。

こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会

◇第1回(2023.9.21)

- ▶ 9月21日、こども家庭庁は第2回こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会を開催した。
- ▶ こども誰でも通園制度(仮称)については、令和 6 年度概算要求において、本格実施を見据えた形での 試行的事業を実施することとされており、試行的事業の内容については、予算編成過程において検討す ることとなっている。
- ▶ 本検討会は試行的事業の実施に向けて、事業実施の在り方について検討し、試行的事業の実施方針をとりまとめることを目的に設置された。
- ▶ 第 1 回目となる今回は、今後の進め方として、今回を含め数回議論を行った後、、令和5年 12 月に事業実施の中間方針の取りまとめを行い、地方自治体で実施する際の参考としていただくとの説明がなされた。
- ▶ また、論点として下記の 4 点が示され、協議が行われた。

こども家庭庁

こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた 試行的事業実施の在り方に関する論点

(1) 「こども誰でも通園制度」(仮称)の制度について

- 〇 制度の全体像について
- なぜ「こども誰でも通園制度」の創設が求められるのか
- こども、保護者にとってどういった意義があるのか
- 通常の保育や一時預かりとは異なる「こども誰でも通園制度」の意義は何か
- 職員に求められる力量や難しさ、やりがいはどのようなものか

(2)「こども誰でも通園制度」(仮称)の試行的事業実施上の留意点

- 〇 令和6年度の試行的事業について
- 試行的事業を実施する上で、年齢横断の共通の留意点・論点は何か
- 年齢ごと(0歳児、1歳児、2歳児)のかかわり方の特徴と留意点は何か
- 利用方法(定期利用、自由利用)毎の特徴と留意点は何か
- 〇 実施方法(一般型(在園児と合同、または、専用室独立実施型)、余裕活用型)毎の特徴と留意点は何か

(3) 施設・事業類型毎の事業実施のイメージ

- 保育所・認定こども園をベースにして実施する場合
- 小規模保育をベースにして実施する場合
- 家庭的保育事業をベースにして実施する場合
- 幼稚園をベースにして実施する場合
- 地域子育て支援拠点をベースにして実施する場合

(4) その他

- 要支援家庭への対応上の留意点は何か
- 市町村において、地域の実情を踏まえた事業実施に向けて検討しなければならないことは何か
- こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について

子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議

◇第6回(2023.8.3)

- ▶ 8月3日、こども家庭庁は第6回子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議を開催し報告書の取りまとめに向けた検討を行い、8月28日報告書が取りまとめられた。
- ▶ 本検討は、幼稚園・保育所・認定こども園等の施設・事業者の経営情報の公表やデータベース化等の 継続的な見える化の仕組みの構築を進め、処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善 を図ることを主たる目的として、情報の見える化について協議が行われてきた。
- ▶ 報告書では、報告・届け出を求める情報として、全ての施設・事業者を単位として毎事業年度の経営情報(収益・費用)としており、このうち、人件費等についてはその内訳を、職員配置の状況や職員給与の 状況等については、その詳細を把握できる情報も含む、としている。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について (令和5年8月28日 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書の概要)

目的

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の施設・事業者の経営情報の公表やデータベース化等の継続的な見える化の仕組みの構築を進め、 処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善を図ることを主たる目的とする。
- 加えて、行政機関においては、幼児教育・保育が置かれている現状・実態に対する国民の正確な理解の促進、社会情勢や経営環境の変化を踏まえた的確な支援策の検討、経営情報の分析を踏まえた幼児教育・保育政策の企画・立案等の実現を目的とする。
- また、**情報公表の充実を図ることにより、行政機関のみならず、**保護者や子育て家庭、保育士等の求職者の意思決定の支援や、施設・事業者の経営分析・改善の促進、また、研究者による学術研究や政策提言の活性化等、**幅広い関係者の利益への波及的な効果も期待**できる。

継続的な見える化の対象とする施設・事業者

○ 原則、子ども・子育て支援法に基づく、施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象とする。 ※ただし、小規模な施設・事業者に対しては、公表すべき内容・項目を限定する等の一定の配慮を行う方向で検討。

報告・届出を求める情報

- 全ての施設・事業者を単位として、毎事業年度の経営情報(収益・費用)について報告・届出を求める。
- このうち、人件費等についてはその内訳を、職員配置の状況や職員給与の状況等については、その詳細を把握できる情報も含む。
- 報告・届出を求める経営情報等の具体的な項目については、「経営実態調査」における調査項目を基礎としつつ、「政策検討への活用性の向上」と「施設・事業者への業務負担」の双方に配慮し決定する。
- それぞれの経営主体で採用されている会計基準に応じた様式を設け、また、それぞれの会計年度に応じた報告・届出期間を設定する。

公表の方法

- **詳細な経営情報**については、個別の施設・事業者単位での公表は行わない。施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などの属性に応じたグルーピングによって集計・分析した結果を公表する。
- 保護者や保育士等の情報利用者にとってニーズの高い、施設・事業者の人件費比率やモデル賃金等の情報については、解釈において誤解が生じないようにすることや施設・事業者の権利利益が損なわれない範囲とすること等を前提に、個別の施設・事業者単位で公表する。

こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

◇第5回(2023.9.5)

- ▶ 9 月 5 日、こども家庭庁は第 5 回こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議を開催した。
- ▶ 今回は、こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づく取組の進捗状況について概算要求に基づく報告が 行われた後、こども・若者に対するヒアリングについて概要の説明が行われ、協議された。

EBPM 研究会

◇第2回(2023.9.12)

- ▶ 9月12日、こども家庭庁は第2回 EBPM 研究会(座長 貞広 斎子 千葉大学教育学部教授)を開催した。
- ▶ 今回は、本研究会の進め方、EBPM の浸透に向けた方策について協議が行われ、未就園児預かり事業 の進捗について報告が行われた。
- ▶ EBPM 研究会の進め方については、第 1 回の議論の内容をふまえ、「プロジェクトを試行し、そのプロセスから得た学びを踏まえて、こども家庭庁における EBPM の推進に必要な仕組み・体制を議論する」としめされた。
- ▶ 未就園児預かり事業の進捗の報告では、2023 年度に定員に空きのある保育所等において、未就園児を預かり、利用促進の方法、利用の調整、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証することについて、すでに実施自治体が決定しており、各事業実施自治体は、保護者・保育者にアンケートを行ったうえで検討会を実施し、その結果を踏まえた実績報告書を、こども家庭庁に提出することとなっている。保護者へのアンケートは利用前、秋、年明けの3回、保育者へのアンケート秋、年明けの2回実施されることが説明された。

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議

◇報告書公表(2023.9.12)

- ▶ 9月12日、こども家庭庁はこども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議報告書を取りまとめた。
- ▶ 本会議はこれまで5回開催され、報告書の取りまとめに向け検討が進められてきた。
- ▶ 報告書では、制度設計にあたっての基本的な視点として、「教育、保育等を提供する事業者は、支配

性、継続性、閉鎖性の点で、その事業において教育、保育等を提供する業務に従事する者によるこどもに対する性犯罪・性暴力を防止する責務を負っていると考えられる」とし、「この責務を果たすため、当該業務に従事する者が性犯罪歴を有するか否かを確認する仕組みを導入する必要」と整理している。

- ▶ また、留意点として
 - ○職業選択の自由・営業の自由を制約することになるため、対象範囲を無限定に広げることは許されない
 - ○犯罪歴は要配慮個人情報(個人情報保護法2条3項)であり、漏えいすれば本人に重大な影響を及ぼすおそれがある上、仕組みに対する信頼を損なうため、対象事業者は、提供を受ける性犯罪歴等の情報を安全かつ適切に管理することができるものであるべき。

としている。

「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」報告書 概要

制度設計にあたっての基本的な視点

- ▲ 必要性
- 世犯罪・性暴力はこどもの心身に生涯にわたって回復し難い有害な影響。こどもの性的知識の未熟さやその立場の弱さに乗じて行われ、第三者が被害に気付きにくいため、一度発生すると継続する可能性が高い。⇒ 未然に防止すべき
- 性犯罪再犯率13.9% (※1)、性犯罪検挙者再犯者率9.6% (※2) ⇒ 性犯罪は被害者の心身に回復困難な被害を生じさせるものであり、看過できない数値。
- 教育、保育等を提供する事業者は、
 - ①支配性 (こどもを指導するなどし、非対称の力関係があるなかで支配的・優越的立場に立つこと)
 - ②継続性 (時間単位のものを含めてこどもと生活を共にするなどして、こどもに対して難被的に密接な人間関係を持つこと)
 - ③閉鎖性(親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をするものであり、他者の目に触れにくい状況を作り出すことが容易であること)
- の点で、その事業において教育、保育等を提供する業務に従事する者による**こどもに対する性犯罪・性暴力を防止する責務を負っていると考えられる**。
- ⇒ この責務を果たすため、**当該業務に従事する者が性犯罪歴を有するか否かを確認する仕組みを導入する必要**。
- ※1:性犯罪(強姦、強制わいせつ、わいせつ目的権政誘拐、強盗強姦)及び都適府県のいわゆる迷惑防止条例で禁止されている敵薬、盗捕等を含む事件で慰役別の有罪判決を受け、平成20年7月1日から21年6月30日までの間に、裁判が確定した者のうち、当該裁判律定から 5年経過時点において世犯罪(強姦、強制わいせつ又は条例違反)再犯に及んだ者の割合。 ※2:令和3年に性犯罪(強制性交等又は強制わいせつ)で検挙された者のうち、同じく性犯罪の前科を有している者の割合。
- ◆ 留意点
- 職業選択の自由・営業の自由を制約することになるため、対象範囲を無限定に広げることは許されない。
- 犯罪歴は要配慮個人情報(個人情報保護法2条3項)であり、漏えいすれば本人に重大な影響を及ぼすおそれがある上、仕組みに対する信頼を損なうため、対象事業者は、提供を受ける性犯罪歴等の情報を安全かつ適切に管理することができるものであるべき。

個別論点についての検討結果等

義務と認定

- 学校教育法や児童福祉法に基づき認可等を受けており、対象となる事業者の範囲が明確であり、問題が生じた場合の監督や制裁の仕組みが整っている施設・事業(学校や児童福祉施設等)は、確認やその結果に基づく安全確保措置を講ずることを法律上直接義務付けるべき
- 上記以外の教育、保育等を提供する事業者(児童福祉法上の届出事業 や、学習塾等)は、事業者の範囲が不明確であったり、監督等の仕組み が必ずしも整っていないため、認定制度を設け、認定を受けたものにつ いては上記と同じ確認を義務付けるべき

確認対象とする性犯罪歴等

- 性犯罪前科(被害者年齢を限定しない)を対象とする
- 対象期間は、刑法34条の2の趣旨を踏まえつつ、必要性、合理性を踏ま え一定の上限を設ける必要
- 条例違反、起訴猶予、行政処分等については慎重な検討

対象事業・職種

-) 事業者の例
- ① 直接義務付けの対象事業者: 学校、認定こども園、保育所、児童養護 施設、障害児入所施設等の児童福祉施設を設置する者 等
- ② 認定制度の対象事業者:認可外保育施設の設置者、児童福祉法上の事業の届出事業者、学習塾、予備校、スイミングクラブ、技芸等を身に付けさせる養成所等
- 〇 職種

こどもに対し支配的・優位的関係、継続的関係、親等の監視が届かない状況下で養護等をする者(学校の教職員、児童の保育・養護等に関する業務を行う者)※派遣や業務委託も含む

具体的な仕組み

- 個人情報保護法上、犯罪歴は開示請求等の適用除外となっていること を踏まえ、本人の同意等の関与の上、事業者が申請。結果を知る必要が ある事業者に回答。
- 情報の管理体制等について規律を設ける(ガイドライン作成)
- 情報漏えいの際の罰則規定を設けるべき
- ★ 本件確認の仕組みの義務履行や認定制度を促進させるための施策の更なる推進、こどもの安全確保に取り組む関係省庁の連携強化に取り組み、こどもの安全の確保をより確実なものとするべき。

<通知·公表>

「地域子育て相談機関」運用イメージ(2023.9.15)

- ▶ 9月15日、自治体向け改正児童福祉法説明会が開催され、その中で「地域子育て相談機関」(いわゆる、かかりつけ相談機関)について、運用イメージ(案)が示された。
- ▶「地域子育て相談機関」は、令和6年4月に施行される改正児童福祉法において「市町村は(中略)住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関(中略)の整備に努めなければならない」と規定されていることを受けて創設されるもの。
- ▶ 運用イメージ案の主な概要は以下のとおり。

地域子育て相談機関の運用イメージ(案)



【目的】

O 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としたものであり、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから及び身近な相談機関が、こども家庭センターを補完するなどの目的のために地域子育て相談機関の整備の推進を図る。

【実施主体】

O 実施主体は、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)とする。なお、<u>市町村が認めた者への委託等を行うことができる</u>。 地域子育て相談機関の実施場所は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点事業の実施場所、児童館、その他地域子育 て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所とする。

※その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所の例 児童養護施設や乳児院、障害児入所施設などの児童福祉施設、小児科や産科などの医療機関、公民館や大学、商業施設などであって 地域子育て相談機関の業務を適切に行うことができる場所

【設置区域の考え方】

○ 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに地域子育て相談機関の整備に努めることとされているが、地域子育て相談機関の趣旨及び目的を踏まえ、中学校区に1カ所を目安に設定することを原則としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましい。

【対象】

○ <u>全ての妊産婦及びこどもとその家庭</u>(里親及び養子縁組を含む。)<u>等</u>を対象とする。

【業務内容】

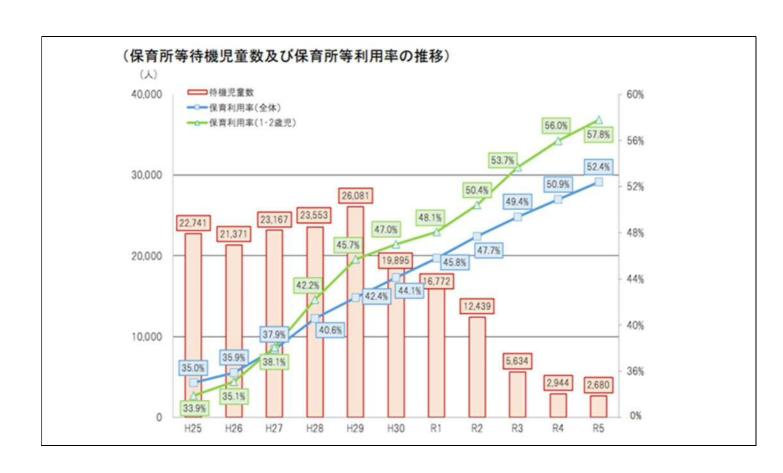
- 〇 相談支援
 - · 全ての妊産婦及びこどもとその家族から相談に応じ、実情の把握に努め、相談内容や相談者等の状況などに応じて必要な情報の提供や助言、必要な支援につなげる。
 - · 必要に応じてより専門的かつ包括的な相談対応等が実施可能であるこども家庭センターに、迅速かつ適切に情報共有・連携し、必要な支援につなげられるようにする
- 〇 子育て世帯に関する情報発信
 - · 市町村は、住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地のほか、開設日と開所時間 、対象者、相談方法等も含めた整備状況 を発信する。
 - ・ 地域子育て相談機関は、運営主体の特色も活かしつつ、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行う。

令和 4 年度児童相談所における児童虐待相談対応件数(2023.9.7)

- ▶ 9月7日、こども家庭庁は令和4年度児童相談所における児童虐待相談対応件数を公表した。
- ▶ 令和4年度中に、全国 232 か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は 219,170 件(速報値)で、過去最多となった。
- ▶ 虐待相談の内容別件数の推移では、心理的虐待の割合が最も多く(59.1%)、次いで身体的虐待の割合が多い(23.6%)。
- ▶ 児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等が最も多く、次いで近隣・知人、家族・親戚、 学校からが多い。

保育所等関連状況取りまとめを公表(2023.9.1)

- ▶ 9月1日、こども家庭庁は令和5年4月1日時点の保育所等の定員や待機児童の状況を公表した。
- ▶ 本取りまとめは、全国の保育所等の状況を把握することを目的に毎年実施しているもの。
- ▶ 今回の結果の主なポイントは以下のとおり。
 - 〇保育所等利用定員は305万人(前年比0.7万人の増加)
 - 〇保育所等を利用する児童の数は 272 万人(前年比 1.3 万人の減少)
 - ○待機児童数は 2.680 人で前年比 264 人の減少
 - ・待機児童のいる市区町村は前年から21減少して231市区町村。
 - ・待機児童が 100 人以上の市区町村はなし。
 - ・待機児童が 100 人以上増加した自治体はなし。 待機児童が 100 人以上減少したのは、鹿児島市 (136 人→21 人)のみ。



7. 地域福祉

<会 職>

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会

◇第 25 回(2023.9.22)

- ▶ 9月22日、厚生労働省は第22回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会を開催した。
- ▶ 今回は、令和 4 年 12 月に取りまとめられた「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理(中間まとめ)」において示された 検討事項への対応状況等について、対応状況の報告および協議が行われた。
- ▶ 今後、中間とりまとめにて示された各検討事項について対応状況等をふまえた協議が行われ、年内に報告書が取りまとめられる予定。(以下、今後のスケジュール)

第25回部会(9月22日(金)15:00~17:30)

■「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理(中間まとめ)」において示された検討事項への対応状況等について

第26回部会(10月頃を予定)

- ■生活困窮者への自立相談支援及び被保護者への自立支援のあり方について
- 就労支援・家計改善支援等・居住支援・生活困窮者自立支援制度と生活保護制度と の連携について
- ■被保護者健康管理支援事業・医療扶助について
- ■住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会における検討状況等について

第27回部会(11月頃を予定)

- ■子どもの貧困への対応等について
- ■居住支援について
- ■その他の検討事項について
- ■報告書案①

第28回部会(12月頃を予定)

■報告書案②

8. 人材確保等

<会 職>

労働政策審議会雇用環境・均等分科会

◇第 60 回(2023.9.15)

- ▶ 9月15日、厚生労働省は第60回労働政策審議会雇用環境・均等分科会を開催した。
- ▶ 今回は、「令和6年度予算概算要求」、「仕事と育児の両立」について協議が行われた。
- ▶ 令和6年度予算概算要求についででは、重点要求、概算要求のポイントについて報告がされた。
- ▶ 「仕事と育児の両立について」では、仕事と育児・介護の両立支援制度等の見直しについて下記の点について協議が行われた。
- ▶ 子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応については、子が3歳になるまでの両立支援 の拡充としてテレワークを事業主の努力義務に追加することや、現行の時短制度の見直しなどにつ いて協議された。
- ▶ また、仕事と育児の両立支援制度の活用促進について、制度の活用をサポートする企業や周囲の 労働者に対する支援、育児休業等取得状況の公表について協議された。
- ▶ 次世代育成支援に向けた職場環境の整備については、次世代育成支援対策推進法の期限延長についてどう考えるか、一般事業主行動計画について、数値目標の設定や PDCA サイクルの確立を法律上の仕組みとして位置付けることについてどのように考えるか等が協議された。
- ♪ 介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等のために、労働者に対する個別の周知等及び環境整備について、介護離職を防止するために以下の点について検討された。
 - ○介護の必要性に直面した労働者に対し、仕事と介護の両立支援制度等に関する情報を個別に 周知し、必要な制度が選択できるよう労働者の意向を確認することについてどのように考えるか。
 - ○介護に直面するより早期に仕事と介護の両立支援制度等に関する情報を一律に提供することに ついてどのように考えるか。
 - ○仕事と介護の両立支援制度の利用が円滑に行われるようにするために、研修の開催や相談窓口の設置等の雇用環境の整備を行うことについてどのように考えるか。
- ▶ また、介護休業、介護休暇・介護期のテレワークについても協議され、現行の介護休業制度について、休業できる期間や分割回数について現時点でさらに見直しが必要ではないとの見解についてどのように考えるか。また、介護休暇の取得権限を労働移動に中立的な制度とする等の観点からも、継続して雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定によって対象から除外する仕組みを廃止することについてどのように考えるか。加えて、介護期のテレワークを努力義務に追加する等についても協議が行われた。
- ▶ 個別の二一ズに配慮した両立支援については、障害児等に係る現行の仕事と介護の両立支援制度 の運用の見直しについて、障害等がある子についても要件を満たせば介護休暇等の制度を利用で きることや、現在事業主に必要な措置を講ずる努力義務があることの周知を強化することについて 協議がされた。

新しい時代の働き方に関する研究会

◇第 13 回(2023.8.31)

- ▶ 8月31日、厚生労働省は第13回新しい時代の働き方に関する研究会を開催した。
- ▶ 今回は、新しい時代の働き方に関する研究会報告書に向けた議論が行われ、骨子案が公表された。構成は以下の通りとなっている。

第1 本研究会の契機となった経済社会の変化

- 1. 企業を取り巻く環境の変化
- 2. 働く人の意識の変化、希望の個別・多様化
- 3. 組織と個人の関係性
- 4. 本研究会でのヒアリング結果
- 第2 新しい時代に対応するための視点
 - 1.「守る」と「支える」の視点
 - 2. 働く人の求める多様性尊重の視点
- 第3 新しい時代に即した労働基準法制の方向性(守り方・支え方)
 - 1. 変化する環境下でも変わらない考え方
 - 2. 働く人の健康確保
 - 3. 働く人の選択・希望の反映が可能な制度へ
 - 4. シンプルでわかりやすく実効的な制度
 - 5. 労働基準監督行政のアップデート
- 第4 企業や働く人に期待すること
 - 1. 企業に期待すること
 - 2. 働く人に期待すること

<通知・公表>

令和 5 年度「高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職状況」 公表(2023.9.12)

- ▶ 9月12日、厚生労働省は、令和6年3月に高校や中学を卒業する生徒について、令和5年7月末現在の公共職業安定所(ハローワーク)求人における求人・求職状況の取りまとめを公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
- ▶【高校新卒者】
 - 求人数 約44万4千人で、前年同期比10.7%の増
 - 求職者数 約12万6千人で、同5.5%の減
 - 求人倍率 3.52 倍で、同 0.51 ポイントの上昇
- ▶【中学新卒者】
 - 求人数 706 人で、前年同期比 8.8%の増
 - 求職者数 677 人で、同 6.9%の減
 - 求人倍率 1.04 倍で、同 0.15 ポイントの上昇

令和4年度雇用動向調査 公表(2023.8.22)

- ▶ 8月22日、厚生労働省は、令和4年雇用動向調査結果公表した。
- ▶ この調査は主要産業における入職・離職及び未充足求人の状況並びに入職者・離職者に係る個人別の属性及び入職・離職に関する事情を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的に実施されている。
- ▶ 調査結果によると、令和 4 年 1 年間の入職者数は 779 万 8 千人、離職者数は 765 万 6 千人で、 入職者が離職者を 14 万 1 千人上回っている。年初の常用労働者数に対する割合である入職率、 離職率をみると、入職率は 15.2%(前年比 1.2%増)、離職率は 15.0%(前年比 1.1%増)。
- ▶「医療、福祉」の入職者数は 113 万 8 千人、離職者数は 121 万人で離職者が入職者よりも多い状況となった(入職超過率-0.9%)。

地域別の最低賃金 公表(2023.8.18)

- ▶ 8月18日、厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和5年度の地域別最低賃金の改定額取りまとめを公表した。
- ▶ 改定額の全国加重平均額は 1,004 円(昨年度 961 円)となっており、全国加重平均額 43 円の引上 げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額を記録した。
- ▶ 最高額(1,113 円)に対する最低額(893 円)の比率は、80.2%(昨年度は 79.6%)となっており、この 比率は9年連続の改善となった。

9. 予算

<法改正等>

「令和6年度概算要求」(厚生労働省)(2023.8.31)

- ▶ 厚生労働省は令和6年度概算要求を取りまとめた。
- ▶ 令和6年度概算要求における重点要求として、
 - ○人口減少や超高齢社会に対応した、持続可能な地域医療・介護の基盤構築や地域共生社会の実現 ○イノベーションや「新しい資本主義」による成長の加速化の実現

を図るとともに、国民一人ひとりがその果実を実感するための改革を進める。その中で、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定など、近年の物価高騰・賃金上昇等を踏まえた必要な対応を行う。としている。

▶ 主な概要は以下のとおり。

令和6年度厚生労働省予算概算要求における重点要求

- ○人口減少や超高齢社会に対応した、持続可能な地域医療・介護の基盤構築や地域共生社会の実現
- ○イノベーションや「新しい資本主義」による成長の加速化の推進

を図るとともに、国民一人ひとりがその果実を実感するための改革を進める。その中で、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定など、近年の物価高騰・賃金上昇等を踏まえた必要な対応を行う。

I. 今後の人口動態・経済社会の変化を 見据えた保健・医療・介護の構築

<医療・介護におけるDXの推進>

◆医療・介護のイノベーションに向けた DXの推進

<医薬品等のイノベーションの推進>

- ◆ 医薬品・医療機器等の実用化促進、安 定供給、安全・信頼性の確保
- ◆イノベーションの基盤構築の推進

<地域医療・介護の基盤強化の推進等>

- ◆ 地域医療構想等の推進
- ◆地域包括ケアシステムの構築
- ◆ 救急・災害医療体制等の充実

<健康づくり・予防・重症化予防、認知 症施策の推進等>

- ◆健康づくり・予防・重症化予防の推進
- ◆ 認知症施策の総合的な推進
- ◆がん、肝炎、難病対策等の推進
- ◆歯科保健医療の推進
- ◆国際機関等を通じた国際貢献の推進・ 医療の国際展開
- ◆食の安全・安心の確保

<感染症対策の推進・体制強化>

◆次なる感染症に備えた体制強化

I. 構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進 と多様な人材の活躍促進

<最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等>

◆ 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用 労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

<リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進>

- ◆リ・スキリングによる能力向上支援
- ◆個々の企業の実態に応じた職務給の導入
- ◆成長分野等への労働移動の円滑化、人材確保の支援

<多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり>

- ◆ フリーランスの就業環境の整備
- ◆「多様な正社員」制度の普及促進、ワーク・ライフ・バランスの促進
- ◆ハラスメント防止対策、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等支援
- ◆仕事と育児・介護の両立支援
- ◆ 多様な人材の就労・社会参加の促進
- ◆ 就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援

Ⅲ. 包摂社会の実現

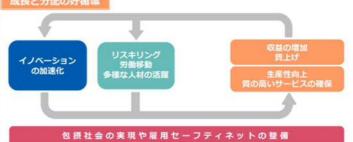
<地域共生社会の実現等>

- ◆ 重層的支援体制の整備の促進
- ◆ 生活困窮者自立支援等の推進
- ◆ 障害者支援の促進、依存症対策の推進
- ◆ 成年後見制度の利用促進、権利擁護支援の推進
- ◆ 困難な問題を抱える女性への支援
- ◆ 自殺総合対策の推進、ひきこもり支援 の推進

<戦没者遺骨収集、年金、被災地支援等>

- ◆ 戦没者遺骨収集等の推進・体制整備
- ◆ 安心できる年金制度の確立
- ◆ 被災者・被災施設の支援等

L (AP) -0.47/###



した新しい資本 主義の実現

■民一人ひとり が豊かさを実態 できる社会の実 理

令和6年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求 (ポイント)

1. 今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築

医療・介護におけるDXの推進

医療・介護におけるDXの推進により、医療・介護のイノベーションを推進するとともに、安心で質の高い医療・介護サービスの提供を図る。

医療・介護のイノベーションに向けた D X の推進

166億円 (44億円)

- ➤ 保健医療介護情報の活用促進のための情報の標準化の推進と全国医療情報ブラッ トフォーム・介護関連データ利活用のための基盤等の整備
- マイナンバーカードと保険証の一体化の推進
- 電子処方箋の全国的な普及拡大や機能向上の推進
- 診療報酬改定DXの取組の推進
- 科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充
- 介護分野へのテクノロジーの導入等による生産性向上の取組を通じた介護サー スの質の向ト
- 整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの改修
- 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化

医薬品等のイノベーションの推進

ドラッグラグ・ドラッグロスの解消に取り組み、創薬力強化のためのイノベー ションの基盤構築を推進する。

医薬品・医療機器等の実用化促進、安定供給、安全・信頼性の確保

19億円 (15億円)

- 希少疾病用・小児用等のドラッグラグ・ドラッグロスへの対応に向けた希少疾病 用医薬品指定の早期化・拡大、小児用薬の開発計画の策定等に向けた体制整備
- 臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化
- リアルワールドデータの薬事活用の推進 医療系ベンチャーの成果創出支援
- 後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化
- 大麻に関する制度見直しに伴う規制体制整備・薬物乱用防止対策の拡充
- プログラム医療機器の早期実用化の促進
- 革新的医療機器・再生医療等製品の国際標準獲得の推進
- 緊急避妊薬の適正販売に向けた調査事業の促進
- 海外依存度の高い原薬等の供給リスク低減に向けた支援の促進
- 献血血液の確保対策

○イノベーションの基盤構築の推進

734億円 (593億円)

計数は令和6年度概算要求額、()内は令和5年度当初予算額

- ▶ がん・難病の全ゲノム解析等の推進
- 患者還元型・臨床指向型AI創薬研究のためのプラットフォームによる、医学研 究・創薬の活性化及び医師・研究者の育成支援
- 医薬品・医療機器開発におけるレジストリ(疾患登録システム) の利活用を加速 させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進
- ▶ 再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進
- 次世代バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成支援
- 日本医療研究開発機構(AMED)における研究及び厚生労働科学研究の推進
- 産業振興拠点の設置による革新的医療機器の創出に必要な人材育成及び企業への

地域医療・介護の基盤強化の推進等

人口減少と超高齢化社会における医療・介護ニーズや人口動態の変化等を踏まえ、 不断の改革により、質の高い医療・介護サービスを提供できる体制を確保する必要 がある。そのため、地域医療構想等の推進や地域包括ケアシステムの構築に向けた 施策を推進する。

○地域医療構想等の推進

922億円 (900億円)

- ▶ 地域医療介護総合確保基金等による地域医療構想の推進、医師偏在対策への支援 かかりつけ医機能が発揮される制度の円滑な施行に向けた施策の推進
- 医療従事者の勤務環境改善に向けた働き方改革の推進
- 薬局薬剤師の専門性の高度化・在宅薬物治療提供体制の強化

○地域包括ケアシステムの構築

569億円 (511億円)

- ▶ 地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の 整備及び介護人材の確保支援
- 地域づくりの加速化のための市町村に対する伴走的支援等の実施
- 介護施設等の防災・減災対策の推進

救急・災害医療体制等の充実

123億円(103億円)

- > 災害医療における情報収集機能等の強化
- > 医療施設等の防災・減災対策、DMAT・DPAT体制の整備・強化
- 災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築
- ドクターヘリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化
- 等

等

築

- ・診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定への対応については、予算編成過程で検討する。・物価高騰対策等を含めた重要な政策については、必要に応じて予算編成過程で検討する。

 - 「こども未来戦略方針」で示された「こども・子育て支援加速化ブラン」の内容の具体化の取扱いについては、必要に応じて予算編成過程で検討する。

令和6年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求 (ポイント)

等

I. 今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築

健康づくり・予防・重症化予防、認知症施策の推進等

健康づくり・予防・重症化予防を強化し、健康寿命の延伸に係る取組を推進する。 加えて、認知症基本法に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する。 また、 がん・肝炎・難病などの各種疾病対策を着実に実施するとともに、歯科保健医療な どを推進する。

○健康づくり・予防・重症化予防の推進

の整備等に対する研究等の推進

がん対策、循環器病対策等の推進

○認知症施策の総合的な推進

64億円 (36億円)

141億円 (128億円)

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
- ▶ 糖尿病性腎症の重症化予防事業や予防・健康づくりに関する大規模実証事業な どの保健事業等への支援

▶ 共生社会の実現に向けた本人発信支援や地域づくり支援、認知症の人やその家

認知症に対する早期発見・早期診断及び治療・進行抑制、介護方法、社会環境

族の相談支援体制と若年性認知症の人への支援体制の推進等

「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築

○歯科保健医療の推進

34億円 (30億円)

- ▶ 健康寿命延伸に向けた生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進
- 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築

○国際機関等を通じた国際貢献の推進・医療の国際展開

123億円 (97億円)

- ▶ 開発途上国向けの医薬品研究開発及び保健システムの強化等の支援、諸外国へ の人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進
- ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の達成を目指した関係国際機関 等への拠出、薬剤耐性対策に関する研究開発等の推進

○食の安全・安心の確保

33億円 (27億円)

> 経済連携協定の推進による輸入食品増加に伴う監視体制の強化

等

等

等

感染症対策の推進・体制強化

○次なる感染症に備えた体制強化

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた次なる感染症に備え、医療措置協定 締結の推進、感染症の検査体制を強化するとともに、質の高い科学的知見を迅速に 提供できる体制を整備する。

> 認知症の人やその家族を含めた包括的な支援等を図るため、地域包括支援セン ターが行う業務のICT化等に係る支援

- 効果的・効率的な子宮頸がん検診の実施に向けた支援を含むがん対策の推進、 HPVワクチンの相談支援体制の確保
- 脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築
- ▶ リウマチ・アレルギー疾患、慢性腎臓病(CKD)対策の推進

○肝炎対策の推進

53億円(53億円)

447億円 (406億円)

- 肝炎患者等の重症化予防の推進
- > 肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進

●難病・小児慢性特定疾病対策等の推進

1,681億円 (1,631億円)

- 難病・小児慢性特定疾病対策の着事な推進
- > 移植医療対策の推進

> 国立健康危機管理研究機構の設立に向けた体制整備 保健所や地方衛生研究所等の体制整備

※感染症法改正に伴う対応については、予算編成過程で検討する。

安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保

一被用者保険への財政支援

837億円 (831億円)

139億円 (26億円)

※医療保険制度改革に伴う被用者保険への財政支援強化への対応については、予算編成過程で検討する。

令和6年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求(ポイント)

構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の 活躍促進

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善

家計所得の増大を図るため、最低賃金や賃金の引上げに向けた中小企業・小規 模事業者の生産性向上の取組への支援や、非正規雇用労働者等の処遇改善等を行

○最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者 の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

677億円 (625億円)

- > 全国加重平均で1,004円となる最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため の、事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上 に向けた支援の強化
- ▶ 生活衛牛関係営業者の収益力向上の推進、デジタル化推進・支援体制の構築。 物価高騰等への対応のための価格転嫁等の取組支援や経営相談支援の実施
- キャリアアップ助成金の要件緩和等による正社員転換を希望する非正規雇用 労働者の正社員化促進
- ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による 支援
- 無期転換ルール等の円滑な運用に向けた周知
- > 同一労働同一賃金の遵守の徹底

等

リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

労働者が主体的にリ・スキリングを行い、自らの選択で労働移動できるよう支 援を行うとともに、人材確保の支援を行うことにより、「リ・スキリングによる 能力の向上し、 「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「労働移動の円滑 化」を推進する。

○リ・スキリングによる能力向上支援

1,468億円 (1,379億円)

- ▶ 指定された教育訓練を修了した場合の費用の一部支給による経済社会の変化 に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援
- ▶ 在職時からの継続的な支援を行うリ・スキリング推進相談支援事業(仮称) 等の宝施
- > 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業(仮称)の実
- ▶ 公的職業訓練のデジタル分野の重点化や訓練修了生等への「実践の場」の提 供によるデジタル推進人材の育成
- > 労働者の主体的なリ・スキリングを支援する中小企業への賃金助成の拡充等 による企業における人材育成の推進
- > スキルアップを目的とした在籍型出向の推進等

○個々の企業の実態に応じた職務給の導入

0.6億円

等

▶ 職務給等に関する調査研究及び導入に向けた周知・広報

○成長分野等への労働移動の円滑化、人材確保の支援 619億円 (614億円)

- ▶ 成長分野の業務や、一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する 就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野への労働移動の円滑 化
- > 副業・兼業の促進
- ▶ 職業情報及び職場情報の収集・提供による求職者と企業のマッチング機能の 強化、オンラインの活用によるハローワークの利便性向上
- ▶ ハローワークの専門窓口(人材確保対策コーナー)における医療・介護分野 等への就職支援の強化

令和6年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求 (ポイント)

Ⅱ. 構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の

多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

全ての人々が、どのような状況にあっても、個々の希望に応じた多様な働き方を 選択でき、能力を活かして活躍できる環境の整備・支援を行う。

○フリーランスの就業環境の整備

6.2億円 (3.8億円)

- フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知啓発、同法の執行体制や相談体 制の充実
- 労災保険の特別加入者を含む働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「ここ ろの耳」による相談支援の充実

○「多様な正社員」制度の普及促進、ワーク・ライフ・バランスの促進 147億円 (141億円)

- 「多様な正社員」制度に係る導入支援等の実施
- 適正な労務管理下におけるテレワークの推進
- 勤務間インターバル制度導入促進のための支援の実施
- 年次有給休暇の取得促進に向けた働き方等の見直し及び選択的週休3日制の普 及促進のための支援等の実施
- 時間外・休日労働の上限規制が適用される中小企業等の時間外・休日労働時間 の削減等に向けた支援の実施

○ハラスメント防止対策、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等支援 144億円 (122億円)

- 相談支援を含む総合的なハラスメント防止対策の推進
- 産業保健総合支援センターによる相談支援の充実など、中小企業等の産業保健 活動に係る支援の強化や働く人のメンタルヘルス対策の一層の強化(一部再掲)
- 高年齢労働者の労働災害防止に資する装備・設備の導入や運動指導の実施等の 支援
- 介護及び障害福祉分野へのICT・ロボットの導入等による生産性向上を通じ た職場環境の改善(一部再掲) 働く人のワークエンゲージメントの向上に向けた支援
- 民間企業における女性活躍促進のための支援等

○仕事と育児・介護の両立支援

200億円(162億円)

- 仕事と育児・介護の両立支援のため、業務代替整備・柔軟な働き方の導入等も 含めた支援の拡充
- 企業向けシンポジウムの開催等による男性の育児休業取得促進の普及啓発
- 子育で中の女性の支援に取り組むNPO等へのアウトリーチ型支援の推進など マザーズハローワークにおける就職支援の強化 等

○多様な人材の就労・社会参加の促進

955億円 (945億円)

- > 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場 環境の整備等
- 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ等の支援
- ▶ 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進
- > 外国人求職者等への就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進
- ▶ 技能実習制度の抜本的見直しに向けた外国人技能実習機構の体制整備等
- > 多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進 等

○就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援

801億円 (738億円)

- ▶ 就職氷河期世代に対するハローワークの専門窓口における専門担当者による就 職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援の推進
- 地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代を含む就労自立支援
- 新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援

女性の活躍促進に向けた施第

2.181億円 (重掲)

女性が働きながら健康でいられるための施策を推進し、女性の活躍促進に向け た環境整備を行う。

- 女性が健康に働き続けるための支援:「女性の健康」ナショナルセンター機 能の構築、母性健康管理・生理休暇等に関する周知・啓発
- 多様で柔軟な働き方の推進:長時間労働慣行の是正、「多様な正社員」制度 の普及促進など働き方等の見直し支援等
- 仕事と育児・介護の両立支援:業務代替整備・柔軟な働き方導入も含めた支 援の拡充、男性の育休取得促進、子育て中の女性に対する就職支援の強化
- > 非正規雇用労働者の正規化・処遇改善: キャリアアップ助成金・求職者支援 制度による支援等、リ・スキリング促進、同一労働同一賃金の遵守の徹底
- ▶ 女性の活躍促進に向けた職場環境の整備:総合的なハラスメント防止対策の 推進、民間企業における女性活躍促進のための支援等
- > 困難な問題を抱える女性への支援:自治体の相談支援体制の強化、女性自立 支援施設への通所による支援モデルの構築
- ※ I 、 II 、 III の施策のうち、女性活躍促進に関連する事業をとりまとめたもの。

令和6年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求 (ポイント)

Ⅲ. 包摂社会の実現

地域共生社会の実現等

人と人、人と社会がつながり、誰もが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する。生活困窮者への支援、障害者支援の推進、困難な問題を抱える女性等に向けた支援体制の強化に取り組む。また、自殺対策等を推進し、日常の中で多様な居場所づくりに取り組む。

○重層的支援体制の整備の促進

360億円 (352億円)

» 属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の推進

○生活困窮者自立支援等の推進

719億円(623億円)

- ➤ 生活困窮者の相談支援、就労支援及び家計改善支援の強化、入居後の総合 的な生活支援を含めた住まい支援の強化
- » 被保護者に対する就労インセンティブの強化、金銭管理支援の推進 等 ※生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しの対応については、予算編成過程で検討する。

○障害者支援の促進、依存症対策の推進 1兆5,917億円 (1兆5,133億円)

- 障害福祉サービス事業所における人材確保や処遇改善の促進等のための支援体制等の強化、障害福祉サービス事業所等の整備及び防災・減災対策の推進
- > 意思疎通支援事業等の充実をはじめとする地域生活支援の拡充
- ▶ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの強化
- 地域における依存症医療・相談支援体制の整備、民間団体の支援

○成年後見制度の利用促進、権利擁護支援の推進

13億円 (8.1億円)

- 市町村による中核機関の整備など権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
- > 多様な主体の参画等による新たな権利擁護支援策構築に向けた取組の実施

○困難な問題を抱える女性への支援

53億円 (48億円)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく女性相談支援員等の支援体制の整備促進や、女性自立支援施設への通所による支援のモデル事業の実施

○自殺総合対策の推進、ひきこもり支援の推進

155億円(122億円)

- » こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援、自殺未遂者の包括 的支援体制の構築による自殺予防の取組の更なる推進
- ▶ 都道府県自殺対策プラットフォームの構築、自殺対策の調査研究等の体制 拡充
- ひきこもり地域支援センター等の整備の加速化によるひきこもり支援の更なる推進

戦没者遺骨収集等の推進・体制整備

○現地調査・遺骨収集の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備等 36億円 (33億円)

安心できる年金制度の確立

○持続可能で安心できる年金制度の運営

13兆979億円 (13兆78億円)

被災者・被災施設の支援等

○被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等 101億円(107億円)

※「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく社会福祉施設等の耐震化等については、予算編成過程で検討する。

※概要編に記載されている施策のうち、デジタル庁計上額は76億円 ※いわゆる「年収の壁」への対応に向けた支援強化バッケージについては、今後、決定する内容に応じ予算措置を検討する。

「令和6年度概算要求」(こども家庭庁)(2023.8.31)

- ▶ こども家庭庁は、令和6年度概算要求を取りまとめた。
- ▶ 基本的な考え方として
 - ○令和6年度予算においては、まずは、「こども未来戦略方針」に基づき、
 - ① ライフステージを通じた子育でに係る経済的支援の強化や若い世代の所得強化に向けた取組
 - ② 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

等の「こども・子育て支援加速化プラン」を実現していくことが重要。これらについては、予算編成過程において、各事業の内容の具体化の取扱いについて検討する必要があるため、事項要求する。

- 加速化プランの施策以外についても、令和5年度予算に引き続き、
 - ① こどもの視点に立った司令塔機能を発揮する
 - ② 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を実現し、少子化を克服する
 - ③ 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する
 - ④ 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する という柱に沿って、所要の予算を要求する。
- ▶ 予算の全体像は以下のとおり。

区分	令和 6 年度 概算要求額	【参考】 令和5年度予算額
一般会計	15, 271	14,657
うち社会保障関係費	15, 168	14,560
年金特別会計 (子ども・子育て支援勘定)	33,614	33, 447
合計	48, 885	48, 104

- ▶「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)で示された「こども・子育て支援加速化プラン」 の内容の具体化の取扱いおよび、「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等に ついては、予算編成過程において検討するとされた。
- ▶ また、消費税引き上げにより確保される 0.7 兆円以外の 0.3 兆円超については、財源と合わせて予算 編成過程で検討するとされた。
- ▶ その他予算編成過程での検討事項は以下のとおり。

予算編成過程で検討事項

- (令和5年6月13日閣議決定)で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化の取扱いに 「こども未来戦略方針」 ついては、予算編成過程において検討。
- ○消費税率引上げに伴う社会保障の充実等については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第28 条に規定する消費税の収入、地方消費税の収入並びに社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向を踏まえ、予算編成過 程で検討
- ○「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程で検討。
- ○消費税引き上げにより確保される0.7兆円以外の0.3兆円超については、財源と合わせて、予算編成過程で検討。
- ○物価高騰対策等を含めた重要な政策のうち事項要求のものについては、今後の物価高騰等の状況を踏まえ、予算編成過程で検討。
- ○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営 と改革の基本方針2023」を踏まえ、予算編成過程で検討。
- ○令和6年度障害福祉サービス等報酬改定については、予算編成過程において検討。

令和6年度 こども家庭庁予算 概算要求のポイント

1. こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

O こどもまんなか社会の実現

11億円 (5億円)

ども・若者の意見聴取と政策への反映

ことも・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革 O こども政策DXのための基盤強化やこどもデータ連携の推進

8億円 (-億円)

>こども政策DX見本市開催事業

>こどもデータ連携に係る実証事業

2. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

O 地域の実情や課題に応じた少子化対策 > 地域少子化対策重点推進交付金

30億円 (10億円)

O 妊娠期から子育で期の包括的な切れ目のない支援

790億円+事項要求 (532億円)

- >妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な **実施(※)**
- ▶産後ケア事業の実施体制の強化、乳幼児健診等の推進、プレコンセプション ケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等の推進(※)
- > 母子保健のデジタル化の推進

な取組推進

5,311億円+事項要求 (5,311億円) 高等教育の無償化 >高等教育の修学支援新制度の実施(※)

3. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 3兆4,360億円+事項要求 (3兆4,115億円) 〇 総合的な子育で支援
 - >子ども・子育て支援新制度の推進(※)
 - >保育の受け皿整備・保育人材の確保・保育現場のICT化等
 - こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた形での試行的実施(※) >「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)」策定後の具体的
- O 地域の子ども・子育て支援、こどもの居場所づくり支援の推進

2,100億円の内数+事項要求 (2,083億円の内数)

- ▶放課後児童クラブの受け皿整備の推進等(※) ン改正児童福祉法の施行に伴うこども家庭センターの設置や地域子育て相談機 関の整備、新たな家庭支援事業等の推進(※)
- >こどもの居場所づくり支援の推進(※)

- 【計数は令和6年度概算要求額、()内は令和5年度当初予算額】
- 31億円の内数+事項要求 (27億円の内数) こどもの安全・安心 こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)の構築を 円滑に進めるための体制等の整備(※)

4. 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- O 改正児童福祉法の円滑な施行等による児童虐待防止対策・社会的養護の充実
 - 1,742億円の内数+事項要求 (1,691億円の内数) ▶親子関係再構築支援の充実、社会的養護経験者等の自立支援拠点の整備等
 - ▶里親支援の体制強化、「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進等(※) >社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向けた学習環境整備の強化(※)
 - >児童相談所におけるICT化の推進
- O ひとり親家庭等に対する支援の推進 1,662億円+事項要求 (1,665億円) ン高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡大、養育費に関する相談支援や取り 決めの促進(※)
 - ンひとり親家庭等のこどもの食事等支援
- O ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども·家庭に対する支援

209億円の内数 (209億円の内数) > 進路やキャリア相談を含めた相談支援体制の構築等

- 5,030億円の内数+事項要求 (4,813億円の内数) ○ 障害児支援体制の強化 ト良質な障害児支援の確保
 - (注) 障害報酬改定については、子算編成過程において検討。 >児童発達支援センターの機能強化、医療的ケア児等への支援の充実等(※)
- O こどもの自殺対策やいじめ防止対策の強化 3億円(2億円)
 - >「こどもの自殺対策強化プラン」に基づく取組の推進 ▶学校外からのアプローチの開発・実証等によるいじめ防止対策の体制構築

「こども未来戦略方針」に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援 今後「こども大綱」の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケ ア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討。

- 「令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を踏まえた事項要求を含む。
- (注2) 母子保健のデジタル化の推進などデジタル庁一括計上予算を含む。

「令和6年度概算要求」(内閣府防災)(2023.8.31)

- ▶ 内閣府防災は令和6年度概算要求を取りまとめた。
- ▶ 重点事項では、近年の激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、下記の点に重点的に取り組むと している。
 - Ⅰ. 地震・火山・風水害等への対応の強化
 - Ⅱ. 防災デジタルプラットフォームの構築など防災 DX の推進
 - Ⅲ. 被災者支援の充実・強化
 - Ⅳ. 防災を担う人材の育成など防災体制の充実・強化
 - V. 国際防災協力の推進
- ▶ 主な概算要求のポイントは以下のとおり。

内閣府防災部門概算要求のポイント

令和6年度概算要求額 8,742百万円

(前年度予算額

6,731百万円)

|地震・火山・風水害等への対応の強化:320百万円(171百万円)

- ▶ 首都直下地震について、被害想定の推計のほか、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」 (平成27年3月31日閣議決定)等に基づく取組の検証や新たな課題に関する調査等を行い、今 後取り組むべき防災・減災対策を検討する。
- ▶ 首都直下地震をはじめとする大規模地震に係る基本計画について、フォローアップを強化し、 基本計画に基づく取組の着実な推進を図る。
- ★ 活動火山対策特別措置法の一部改正を踏まえ、火山防災に関する自治体支援等に加え、国 民の防災意識向上に係る普及啓発など、火山防災に関する取組を一層強化する。
- 首都圏等における大規模水害時の広域避難対策の更なる具体化に向けた検討等を実施す る。

防災デジタルプラットフォームの構築など防災DXの推進;1,689百万円(260百万円)

- 防災分野のデータ連携のためのプラットフォームの整備のため、データ利活用等に必要なデー タ連携ルール等について調査検討を行う。
- ➤ 継続的なシステムの安定運用を図るため、次期総合防災情報システム及び物資調達・輸送調 整等支援システム等の保守・運用等を実施する。物資調達・輸送調整等支援システムは、次期 システムの設計開発を実施する。

被災者支援の充実・強化:148百万円(125百万円)

- 「災害中間支援組織」の設置・機能強化に取り組む都道府県を対象に、同組織の設置等 を支援するためのモデル事業 (15県程度) を実施し、全国各地の災害中間支援機能の整 備・強化等を加速させるとともに、避難生活支援を担う地域の意欲ある人材の育成のた めの研修等の仕組みの構築等を行う。
- > 高齢者等の要支援者の避難の実効性確保のため、個別避難計画の作成を早期に進める必 要があることから、都道府県を対象とした加速化支援事業などを実施し、都道府県によ る市町村に対する支援など総合的・重層的な支援の実現を図る。
- ➤ 被災者の自立・生活再建を早期に実現するため、災害ケースマネジメントについて行政 職員や福祉関係者、士業関係者、NPO等の民間の支援者等、幅広い関係者を対象とし た説明会を開催する等、一層の普及・定着を図る。
- ▶ 個別避難計画や災害ケースマネジメントといった一人一人に寄り添った要配慮者・被災 者支援に取り組むため、官民連携のプラットフォームを構築するほか、これらの取組を 実施するための体制構築や訓練等に先進的に取り組む自治体を支援し、横展開すること で、全国での取組の加速化を図る。

防災を担う人材の育成など防災体制の充実・強化;119百万円(68百万円)

★ 有明の丘研修の職位に応じた効率的な研修への再編や、受講機会の拡大等により、防災スペシャリストや地域防災マネージャーの更なる育成を図る。

国際防災協力の推進:273百万円(236百万円)

「仙台防災枠組2015-2030」後半期の推進を加速させるための国連防災機関との協力やG20やアジア太平洋地域等における多国間防災協力などを推進するとともに、防災分野における我が国企業の海外展開を促進する。

|災害予防;518百万円(504百万円)

- ▶ 南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び中部圏・近畿圏直下地震における防災・減災対策の検討・推進を行う。
- ▶ 火山防災対策に関する連携強化及び推進体制、広域噴火災害対策等を検討・推進する。
- ▶ 事前防災・減災推進のため、国民の防災意識の向上や防災知識の普及、国や地方公共団体等の災害対応能力の向上に資する訓練や人材育成の充実等を図る。

災害応急対応: 1,381百万円(1,123百万円)

- ➢ 防災分野における個人情報取扱指針の自治体への周知徹底及び見直しに向けた課題事例の調査等を実施し、自治体職員の理解向上を図る。
- ➤ 官民連携により災害対応における先進技術の導入等を推進するほか、大規模災害時に被 災情報や避難所の情報などを集約・地図化し、地方公共団体等の災害対応を支援する現 地派遣チーム (ISUT) の機能強化を行うことや ISUT活用研修の実施等、災害対 応業務の標準化を推進する。
- ▶ 南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画(具体計画)を改定し、その実効性の確保・向上を図るとともに、大規模地震発生時の帰宅困難者対策の検討・推進を行う。
- ▶ 中央防災無線網を構成する各種設備等の整備・更新や監視、点検、補修を行うとともに、災害対策本部予備施設等の維持管理及び改修等を行う。

|災害復旧・復興:4、116百万円(4、068百万円)

- ▶ 避難所における良好な生活環境の確保等に向けた取組の検討や、災害の被害認定基準等の 適正な運用等の調査、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく救助費用の求償手続きの 効率化のためのアプリケーションの設計・構築等を行う。
- → 災害救助法及び被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)等に基づく各種補助等を行う。

10. 災害対策

<会 護>

避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会

◇第2回(2023.9.6)

- ▶ 9月6日、内閣府は第2回避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会を開催し、「場所(避難所)から人(被災者)への支援の転換の必要性及び避難所以外の場所での避難の位置づけ」「官民が連携した被災者支援の実施」「災害ケースマネジメントとの関係及び避難生活を送る場所によらない避難者の情報の管理」について協議が行われた。
 - ▶「場所(避難所)から人(被災者)への支援の転換の必要性及び避難所以外の場所での避難の位置づけ」では、下記 4 点について協議が行われた。
 - ○在宅・車中泊の避難者に対する支援が目指すべき姿をどのように考えるか。

 \bigcirc

上記の目指すべき姿を達成する上で、在宅避難者、車中泊避難者への支援として必要なものは何か。

- ○在宅避難者、車中泊避難者について支援の内容や程度を避難所での支援と比して、どう考えるか。
- ○発災後は、様々な取組が必要となる中で、在宅避難者、車中泊避難者を支援するに当たって、 自助・共助・公助、それぞれで実施すべき内容をどう考えるか。
- ▶「官民が連携した被災者支援の実施」では、下記3点について協議が行われた。
 - ○避難所、避難所外含め被災者支援において、官が行うべきところ、民間団体にお願いできるところを どのように考えるか
 - ー行政が行うべき(行政しかできない)ところはどこか。また、民間団体が得意とするところはどこか。
 - 一特に、避難所外避難者に対して、行政が行うべき支援はどこか。
 - ○官民が適切に連携して支援を実施するために必要な体制の構築をどのように考えるか。
 - ー一部の自治体では、災対本部内や保健医療福祉調整本部に民間団体を加えて、情報連携を実施しているがこれをどのように考えるか。
 - ○自助、共助、外助を積極的に取り込んだ形で支援を行うために必要な方策をどのように考えるか。
- ▶「災害ケースマネジメントとの関係及び避難生活を送る場所によらない避難者の情報の管理」では、下記 2 点について協議が行われた。
 - ○災害ケースマネジメントと今回の検討会で議論を行う支援方策について関係をどのように整理するか 一在宅避難者、車中泊避難者の支援に、災害ケースマネジメントで示す手法を活かすべきではないか。
 - 一発災直後から実施されている避難者の支援を中長期的な支援につなげる方策をどのように考えるか。
 - ○在宅や車中泊において避難生活を送る要配慮者についてどのような支援(方法、手段等)を行うべき と考えるか。

◇第1回(2023.8.1)

- ▶ 8月1日、内閣府は第1回避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会(座長:阪本 真由美兵庫県立大学大学院教授)を開催した。
- ▶ 本検討会は、近年、個々の事情により避難所以外に避難する被災者の増加や被災者の支援を担う行政職員の減少、避難所や在宅避難者の支援に取り組む民間団体の増加等、避難生活を取り巻く環境が大きく変化している。これらの環境変化に対応した支援の実施方策について検討することを目的に設置された。
- ▶ 第1回目は避難生活に係る現状と取組について報告された後、下記6つの論点案が示された。

検討にあたっての主な論点(案)



避難所以外に避難する被災者への支援に関する考え方の整理

- ・場所(避難所)から人(被災者)の支援への転換の必要性について
- ・避難所以外の場所での避難の位置づけについて
- ・官民が連携した被災者支援の実施について
- ・避難生活を送る場所によらない被災者の情報の管理について
- ・災害ケースマネジメントとの関係について

被災者の状況の把握

- ・被災者の状況把握を行うための体制について
- ・高齢者や障害者等の配慮が必要な被災者への対応について
- ・関係者の情報連携のあり方その他状況把握を実施する上での留意 点について

避難所以外の支援拠点

- ・避難所以外の支援拠点の必要性や位置づけについて
- ・支援拠点に求められる具体的な機能、運営の方法等について
- ・避難所以外の場所に避難している被災者に対する物資支援等の支援のあり方について

車中泊避難者への支援

- ・車中泊避難の位置づけについて
- ・車中泊避難の実施場所に求められる具体的な機能について
- ・車中泊避難者への注意事項の周知や健康管理の必要性について

平時からの取組

・避難所以外の避難者の支援に係る平時からの準備の促進策 について

その他

2

- ▶ 今後のスケジュールとして、月に1回程度開催し、第5回を目途に論点の中間整理を行い、年度内に とりまとめを行うことが示された。
- ▶ 本検討会での検討の状況は「被災者支援のあり方検討会」に報告される。

11. その他

<会 謙>

住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会

◇第4回(2023.9.21)

- ▶ 9月21日、国土交通省は「第4回住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」を開催した。
- ▶ 今回は、これまでの協議をふまえ中間とりまとめ素案が示され、協議が行われた。
- ▶ 素案では、基本的な方向性として、下記の3点が整理されている。
 - ○住宅確保要配慮者は、住宅に困っているだけでなく、そこに至るまでに複合的な課題を抱えている場合が多いことを踏まえ、福祉施策と住宅施策が、相談から住まいの確保、入居後の支援までの一貫した支援体制を、行政も積極的に関与しつつ、構築すること。特に、単身者が多いなど家族機能や地域とのつながりが不十分なことによる孤独・孤立問題にも対応したものとすること。
 - ○住宅確保要配慮者への支援については、経済的な問題のみならず、要配慮者の特性に応じ要配慮者となる理由に対応したものとするとともに、入居時のみならず、入居中や退去時における対応を充実したものとすること。その際、居住支援法人の機能を最大限・効果的に活用したものとすること。
 - ○住宅確保に当たっては、賃貸住宅の空き家・空き室が相当数あることを踏まえ、その実態把握や費用対効果分析を行うとともに、民間や公共のストックの有効活用に向けて、賃貸人の様々な不安に起因する阻害要因の解消を検討し、これらの住宅ストックを積極的に活用したものとすること。
- ▶ また、今後の取り組みとして下記 4 点について整理されている。
 - (1)居住支援の充実
 - (2)賃貸人が住宅を提供しやすい市場環境の整備
 - (3)住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅等の確保方策
- ▶ (4)地域における住宅・福祉・司法と連携した居住支援の体制づくり

◇第3回(2023.8.28)

- ▶ 7月13日、国土交通省は「第3回住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会(座長:大月 敏雄東京大学大学院教授)」を開催した。
- ▶ 今回は、住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方について、各委員から報告のあと、協議が行われた。
- ▶ 各委員会らの報告では、全社協金井常務理事から社会福祉協議会における居住支援の取り組みについて、下記 4 点について説明が行われた。
 - ①住宅確保要配慮者への相談支援や地域とのつながりづくり
 - ②日常生活自立支援事業における支援
 - ③死後事務のサポート
 - ④居住支援法人、居住支援協議会
- ▶ また、社会福祉法人や社会福祉協議会での取り組み事例の紹介の後、居住支援の取組みにおける課題として、下記 4 点について報告を行った。
 - 1. 住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅を確保しやすくする方策
 - ・家賃が高く、相談者のニーズにマッチしないことが多い、物件があっても新規入居ができない、バリアフリー住宅に関する情報が少ない、等
 - 2. 住宅確保要配慮者が円滑に入居でき、かつ適切な支援につなげるための方策
 - ・制度に関するさらなる周知が必要、住まいに関わる相談窓口の明確化が必要、多機関の連携に

よる支援の体制(包括的な支援体制)を構築する必要、等

- 3. 住宅確保要配慮者が円滑に入居でき、かつ適切な支援につなげるための方策
 - ・居住支援法人への補助を拡大する必要、日常生活自立支援事業の体制強化に向けた財源確保 が必要、地域づくりを推進する社協職員の人員拡充と必要な予算の確保が課題、等
- 4. 大家等が安心して貸せる環境整備のあり方
 - ・緊急連絡先として対応する範囲をどのように考えるかが課題、誰もが安心して利用できる家賃債務保証の仕組みづくりを進めることが必要、身寄りのない人の死亡後の手続きに関する法整備、等

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会(法務省)

◇第4回(2023.8.30)

- ▶ 8月30日、法務省は「第4回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会(座長:倉吉 敬中央 更生保護審査会委員長)」を開催した。
- ▶ 今回は、職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化、保護司の使命の3つの論点についての 意見交換が行われた。

<通知・公表>

令和 4 年度人口動態統計(確定数)の公表(2023.9.15)

- ▶ 9月15日、厚生労働省は令和4年度人口動態統計(確定数)を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - 〇出生数は 77 万 759 人で、前年の 81 万 1622 人より 4 万 863 人減少し、明治 32 年の人口動態調査開始以来最少となった。
 - ○死亡数は 156 万 9050 人で、前年の 143 万 9856 人より 12 万 9194 人増加し、調査開始以来最多となった。
 - ○出生数と死亡数の差である自然増減数は△79 万 8291 人で、前年の△62 万 8,234 人より 17 万 57 人減少し、過去最大の減少となった。

令和 3 年所得再分配調査結果 公表(2023.8.22)

- ▶ 8月22日、厚生労働省は令和3年所得再分配調査結果を公表した。
- ▶ 所得再分配調査は、社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が、所得の分配にどのような影響を与えているかを明らかにし、今後の施策立案の基礎資料を得ることを目的として、昭和37 年度以降、概ね3年ごとに実施するもの。なお、今回はコロナ禍の影響により1 年遅れて実施となっている。
- ▶ 調査結果の主なポイントは以下のとおり。
 - 1. 世帯単位でみたジニ係数*1
 - *1:所得の均等度を表す指標。(Oから1までの値をとり、Oに近いほど所得格差が小さく、1に近いほど所得格差が大きいことを示す)
 - 〇年金等の社会保障や税による再分配後の所得のジニ係数は 0.381 となり、平成 11 年調査以降 0.38 前後と横ばいで推移。
 - ○再分配前の当初所得*2のジニ係数は 0.570 となり、平成 26 年調査以降 0.57 前後と横ばいで推 移。 *2:所得の合計額。公的年金などの社会保障給付は含まない。
 - ○再分配による改善度は 33.1%となり、社会保障・税の再分配機能に一定の効果がある結果となっている。
 - 2. 世帯員単位(等価所得)でみたジニ係数

年金等の社会保障や税による再分配後の所得のジニ係数は 0.314 となり、集計を開始した平成 14 年調査以降横ばいで推移。また、再分配による改善度は 36.0%となり、世帯単位でみた時と同様に、社会保障・税の再分配機能に一定の効果がある結果となっている。

*再配分所得: 当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付(公的年金などの現金給付、医療・介護・保育の現物給付を含む。)を加えたもの。

政策委員会構成組織一覧

都道府県·指定都市社会福祉協議会

市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉

全国民生委員児童委員連合会

全国社会就労センター協議会

全国身体障害者施設協議会

全国保育協議会

全国保育士会

全国児童養護施設協議会

全国乳児福祉協議会

全国母子生活支援施設協議会

全国福祉医療施設協議会

全国救護施設協議会

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

全国ホームヘルパー協議会

日本福祉施設士会

全国社会福祉法人経営者協議会

障害関係団体連絡協議会

全国厚生事業団体連絡協議会

高齢者保健福祉団体連絡協議会

全国老人クラブ連合会

◇通巻「第 66 号」No.3 Ver. 2◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

作成・発行:政策企画部

平成 25 年度から「社会保障・福祉政策の動向と対応 ~ともに生きる豊かな福祉社会をめざして~政策動向」として発行

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ: http://zseisaku.net/